

湯沢市災害廃棄物処理計画

平成31年3月

湯沢市

湯沢市災害廃棄物処理計画 目次

第1編 総則	1
1 基本的事項	1
1-1 本計画の位置づけ及び計画策定の趣旨	1
1-2 対象とする災害	3
1-3 対象とする災害廃棄物	4
1-4 災害廃棄物対策の基本方針	5
2 組織・指揮命令系統	6
2-1 組織体制	6
2-2 情報伝達	8
3 処理の流れ	9
3-1 災害廃棄物処理の全体的流れ	9
3-2 規模別の災害廃棄物処理対応	11
3-3 広域市町村圏組合を構成する市町村との調整	13
第2編 災害廃棄物処理の進め方	14
1 発災後24時間以内	15
手順1 被害状況を把握する。	15
手順2 仮設トイレを設置する。	16
手順3 災害廃棄物の収集体制を構築する。	18
2 発災後48時間以内	20
手順4 災害廃棄物の発生量を把握する。	20
手順5 1次仮置場を開設・管理する。	23
3 発災後48時間以降	30
手順6 処理先を確保する。	30
手順7 広域処理体制を構築する。	32
手順8 契約を締結する。	33
手順9 国庫補助制度を活用する。	37
手順10 災害廃棄物処理実行計画を策定する。	39
第3編 大規模災害時に特に必要となる対応	41
1 初動期の道路啓開等で発生する災害廃棄物の取扱い	41
2 損壊家屋等の解体撤去	41
3 二次仮置場及び仮設処理施設の設置	44
4 環境調査	46
5 地方自治法に基づく事務委託、事務代替	47
6 し尿処理施設の被災への対応	47

第4編 資料集.....	48
1 県への被害報告様式	48
2 県と（一社）秋田県産業廃棄物協会との災害協定	49
3 県と秋田県環境整備事業協同組合との災害協定.....	52
4 県と市町村との災害協定	53
5 秋田県地震被害想定 の推計方法（内閣府方式）	59
6 運搬業務委託（単価契約）仕様書のひな形.....	61
7 仮置場の管理委託仕様書のひな形.....	64
8 処理業務委託（単価契約）仕様書のひな形	66
9 解体撤去工事仕様書のひな形.....	68
10 広報用チラシ作成例.....	74
11 連絡先一覧	75

第 1 編 総則

1 基本的事項

1-1 本計画の位置づけ及び計画策定の趣旨

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、第 2 次湯沢市一般廃棄物処理基本計画及び湯沢市地域防災計画に基づき、秋田県災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物対策指針（環境省）を踏まえ、災害廃棄物処理についての本市の基本的な考え方、処理方法等を示すものである。本計画の位置づけを図 1-1-1 に示す。

(2) 計画策定の趣旨

本計画は、今後発生が予測される大規模地震や水害、その他自然災害による被害を抑止・軽減するとともに、発生した災害廃棄物（避難所ごみ等を含む）の処理を適正かつ迅速に行うため、本市の役割を整理した上で、本市の基本的な対応方針を整理したものである。

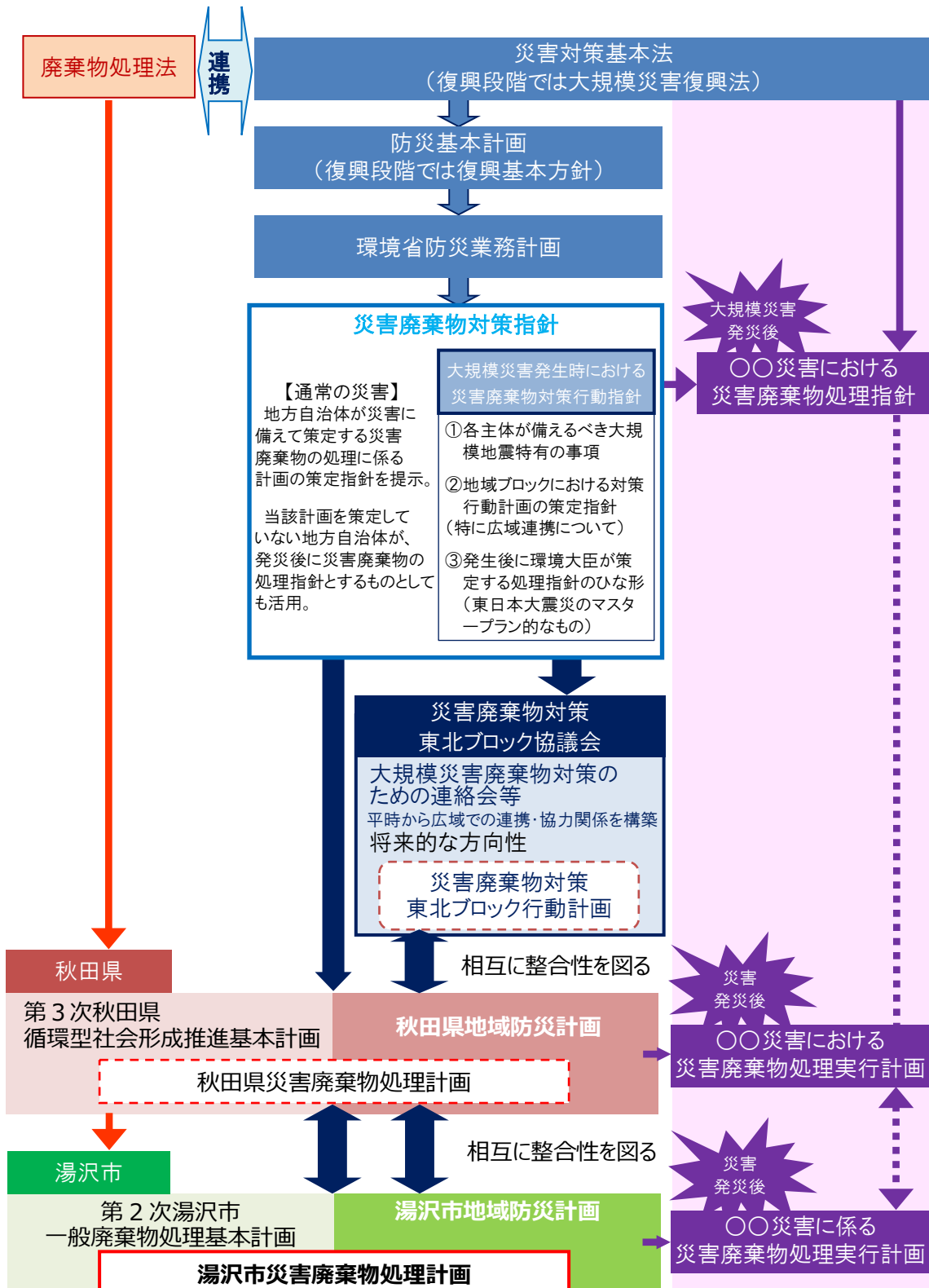


図 1-1-1 本計画の位置づけ

出典：大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針 修正

1-2 対象とする災害

本計画において対象とする災害は、湯沢市地域防災計画に定める地震、豪雨等の自然災害とする。なお、県災害廃棄物処理計画で推計している被害想定は表 1-1-2-1 のとおりである。

表 1-1-2-1 主な被害想定

災害の種類	想定される被害					
地震災害(13地震) 横手盆地- 真昼山地連動	全壊2,571棟、半壊7,169棟、焼失468棟、最大震度7、内陸型					
	想定される災害廃棄物発生量(t)					
	柱材・角材	コンクリート	金属くず	可燃物	不燃物	津波堆積物
	25,147	276,972	32,570	83,871	92,998	0
合計				511,558		

災害の種類	想定される被害					
水害(雄物川氾濫)	床下浸水2,402棟、床上浸水6,420棟、想定降雨192mm(24時間)					
	想定される災害廃棄物発生量(t)					
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物
	12,654	6,205	515	172	4,414	564
合計				24,524		

出典：県災害廃棄物処理計画

表 1-1-2-2 湯沢雄勝広域市町村圏組合焼却施設の処理能力

施設	処理能力(t/日)	余力(t/年)	余力(t/2.7年)
湯沢雄勝クリーンセンター	74	6,533	17,639

※処理期間を3年としているが、体制整備等に概ね4ヵ月要すると仮定し、2.7年間とした。
※ごみ処理施設については、定期点検による休止期間も考慮する。

表 1-1-2-3 湯沢雄勝広域市町村圏組合最終処分場の処理能力

施設	残余容量(m ³)	余力(t)
湯沢雄勝一般廃棄物最終処分場	53,474	41,031
八面一般廃棄物最終処分場	7,325	0

※H27年度終了時点の残余容量である。

※余力は10年後の残余容量に廃棄物の比重1.5t/m³を乗じて試算した。

表 1-1-2-4 湯沢雄勝広域市町村圏組合し尿処理施設の処理能力

施設	処理能力(kl/日)
湯沢雄勝広域市町村圏組合清掃センター	160

1-3 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は次のとおりとする。

表 1-1-3-1 災害廃棄物の種類

【地震、豪雨等の自然災害によって発生する廃棄物】

種類	内訳
木くず	柱、梁、壁材、水害等による流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃系廃棄物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃系廃棄物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在し、概ね不燃性の廃棄物
腐敗性廃棄物	畳、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品、動物の死体等
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車、農機具
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA [※] ・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類、アスベスト等
その他処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの、漁網、石膏ボード、廃タイヤ、太陽光パネル等

※CCA：クロム銅ヒ素系木材保存剤

【被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物】

種類	内訳
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称)等からの汲取りし尿

出典：国対策指針（一部編集）

1-4 災害廃棄物対策の基本方針

(1) 災害に強い施設の整備

ごみ処理施設等の耐震化を推進し、ハザードマップから浸水が予測される地域においては浸水対策を講じる。必要に応じて、非常用自家発電設備や地下水等の利用など、業務を継続するために必要な資機材を備蓄する。

(2) 災害廃棄物処理の方針

災害廃棄物処理の方針は次のとおりとする。

- ・市の施設及び市内業者の活用を図るとともに、他市町村の処理に協力する。
- ・循環資源を可能な限り再資源化する。
- ・災害廃棄物を適切に管理し、生活環境を保全する。
- ・市内処理が困難なときは、県・市町村・民間団体との協定に基づき、広域処理体制を構築する。

(3) 処理期間

処理期間は、大規模災害においては3年以内の処理を目指す。なお、水害にあっては1年以内の処理を目指す。

(4) 災害廃棄物処理計画と災害廃棄物処理実行計画

本計画には、発災直後に対応すべき事項を定め、1年以上の期間に及ぶ災害廃棄物処理に関しては、発災後に策定する「災害廃棄物処理実行計画」により具体的な処理体制を構築する。

(5) 教育訓練・人材育成等

国や県が主催する教育訓練・人材育成事業に積極的に参加する。

(6) 被災地への支援

協定等に基づき、県又は県内外の市町村から災害廃棄物処理に係る支援要請があったときは、災害廃棄物の受入や収集運搬の他、人材の派遣等についてできる限り協力する。

2 組織・指揮命令系統

2-1 組織体制

(1) 湯沢市災害対策本部

大規模な災害が発生したときは、湯沢市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される。また、災害の規模に応じて災害対策本部、災害対策部、災害警戒部が設置され、必要な対応を実施する。災害対策本部においては、各班等を編成し、各災害対策業務に対応する。

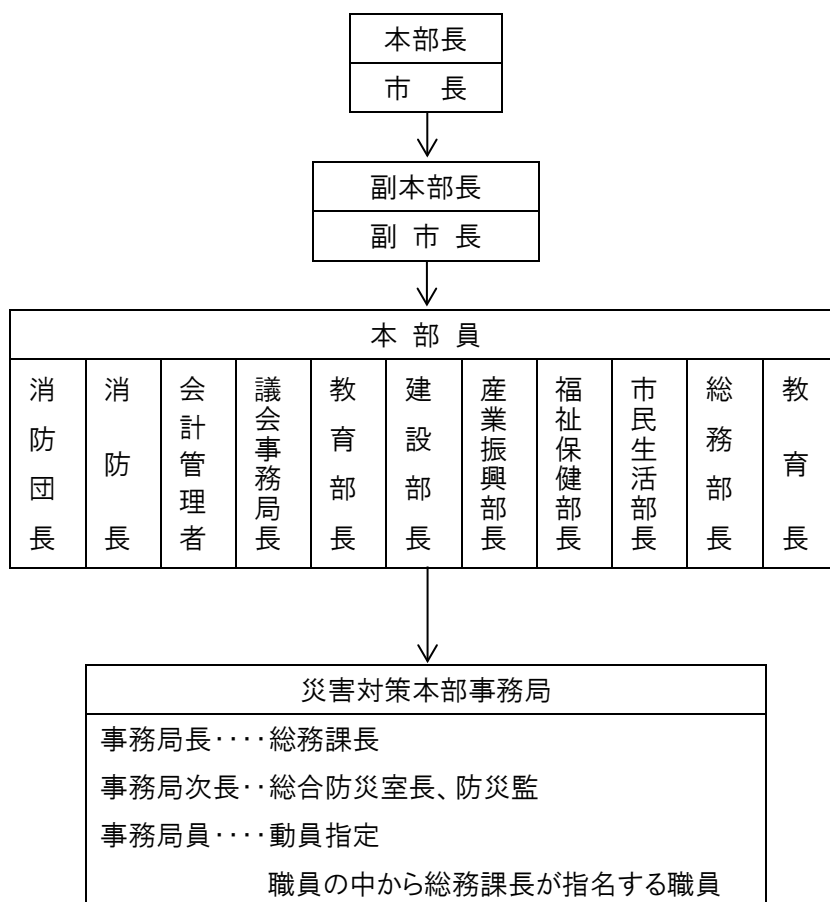


図 1-2-1-1 湯沢市災害対策本部の構成

出典：湯沢市地域防災計画

(2) 災害廃棄物対応課（くらしの相談課・協働事業推進課）の役割

災害廃棄物処理はくらしの相談課（協働事業推進課：くらしの相談課の業務の助勢に関すること）が対応する。くらしの相談課・協働事業推進課の業務概要を表 1-2-2-1 に示す。

表 1-2-1-1 災害廃棄物対応課（くらしの相談課・協働事業推進課）の業務概要

課名	業務概要
くらしの相談課	<ul style="list-style-type: none"> ① ……避難者の生活相談に関すること。 ② ……市民相談の総合窓口に関すること。 ③ ……交通整理、交通規制の連絡調整に関すること。 ④ ……衛生施設、清掃施設及び斎場等施設の被害調査及び災害対策に関すること。 ⑤ ……し尿、ごみ処理計画に関すること。 ⑥ ……がれき、残骸物処理に関すること。 ⑦ ……被災地のし尿処理及び仮設便所等の設置に関すること。 ⑧ ……被災地の清掃に関すること。 ⑨ ……清掃用車両及び清掃従事者の確保に関すること。 ⑩ ……遺体の輸送と安置、埋葬及び火葬の統括に関すること。 ⑪ ……遺体収容所の設置及び運営に関すること。 ⑫ ……遺体収容所に収容された者の名簿の作成に関すること。 ⑬ ……へい獣処理に関すること。 ⑭ ……部内の連絡調整に関すること。 ⑮ ……その他、指示を受けた事項

課名	業務概要
協働事業推進課	<ul style="list-style-type: none"> ① ……災害情報、安否情報の提供に関すること。 ② ……災害情報の収集、管理、分析に関すること。 ③ ……災害広報活動の統括に関すること。 ④ ……報道機関への災害情報の発表及び報道の要請に関すること。 ⑤ ……災害記録写真その他災害関係の広報資料の収集及び提供に関すること。 ⑥ ……<u>市民生活部くらしの相談課の業務の助勢に関すること。</u> ⑦ ……その他、指示を受けた事項

2-2 情報伝達

(1) 県との連絡

電話、ファクシミリ、電子メール等の通常の連絡手段を用いることを原則とし、災害廃棄物に係る県の連絡窓口である環境整備課（県災害対策本部環境整備班）に連絡する。なお、被災により通常の連絡手段が使えないときは災害時優先電話等を活用する。

(2) 一部事務組合との連絡

非常時の連絡体制を活用し、電話、ファクシミリ、電子メール等の連絡手段を用いることを原則とする。連絡窓口は、湯沢雄勝広域市町村圏組合事業管理課とする。なお、被災により通常の連絡手段が使えないときは災害時優先電話等を活用する。

(3) 住民への広報

住民に対しては電子メールやインターネット（SNS を含む）による広報、テレビ・ラジオによる広報、防災行政無線による広報、広報車巡回、臨時広報紙発行等により積極的に情報を提供する。確実な情報伝達を図るため、住民への広報手段は複数の媒体により行う。

3 処理の流れ

3-1 災害廃棄物処理の全体的流れ

(1) 仮置場

比較的被害が小さいときは、ごみステーションで災害廃棄物を回収する。一戸あたりから排出される災害廃棄物（片付けごみ）の量が大きいときは、戸別回収を検討する。また、住民用仮置場と1次仮置場の両方の要件を兼ねた仮置場を設置することも検討する。

大規模災害時は、主にながれき類、木くずなどの解体ごみの広域処理を中心として行う2次仮置場を設置する。処理先の受入基準に合わせた分別・処分が必要になることから、県や関係市町村と調整の上、内容を決める。

仮置場の選定方針は次のとおりとする。あらかじめ、仮置場を選定する際の参考土地一覧を作成して管理する。ただし、こうした土地は、避難所や自衛隊の野営地のほか、応急仮設住宅への優先的利用が想定されることから、災害対策本部と連絡調整しながら柔軟に対応する。

表 1-3-1-1 ごみの搬入場所

ごみステーション	発災前から住民が生活ごみを搬入していた場所
住民用仮置場	発災後に新たに設置する、住民の家屋内から排出される災害廃棄物(以下「片付けごみ」という。)を住民自ら搬入する場所 面積は、片付けごみの回収する拠点となるための適切な広さでよい ※被害が大きい場合は、各世帯の庭先から戸別回収
一次仮置場	災害廃棄物を一定期間、分別・保管し、必要に応じ粗破碎・粗分別を行う場所 災害廃棄物の発生量推計に合わせた面積を有し、分別保管が原則
二次仮置場	大規模災害時や県外広域処理を行う場合に、一次仮置場等から災害廃棄物を集約し、必要に応じ破碎機等の仮設による破碎・分別等を行う場所

出典：宮城県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 8 月）宮城県（一部編集）

表 1-3-1-2 仮置場の選定方針

候補①	公園、グラウンド、公民館、ごみ処理施設、市普通財産(土地)等の公有地
候補②	未利用工業団地
留意事項	・特に大規模災害においては、他の用途との競合による混乱を避けるため、仮置場の開設については災害対策本部に諮る。 ・冬期間の開設が見込まれる場合には、除雪スペースを考慮する。

(2) 処理フロー

災害廃棄物の代表的な処理フローは次のとおりである。

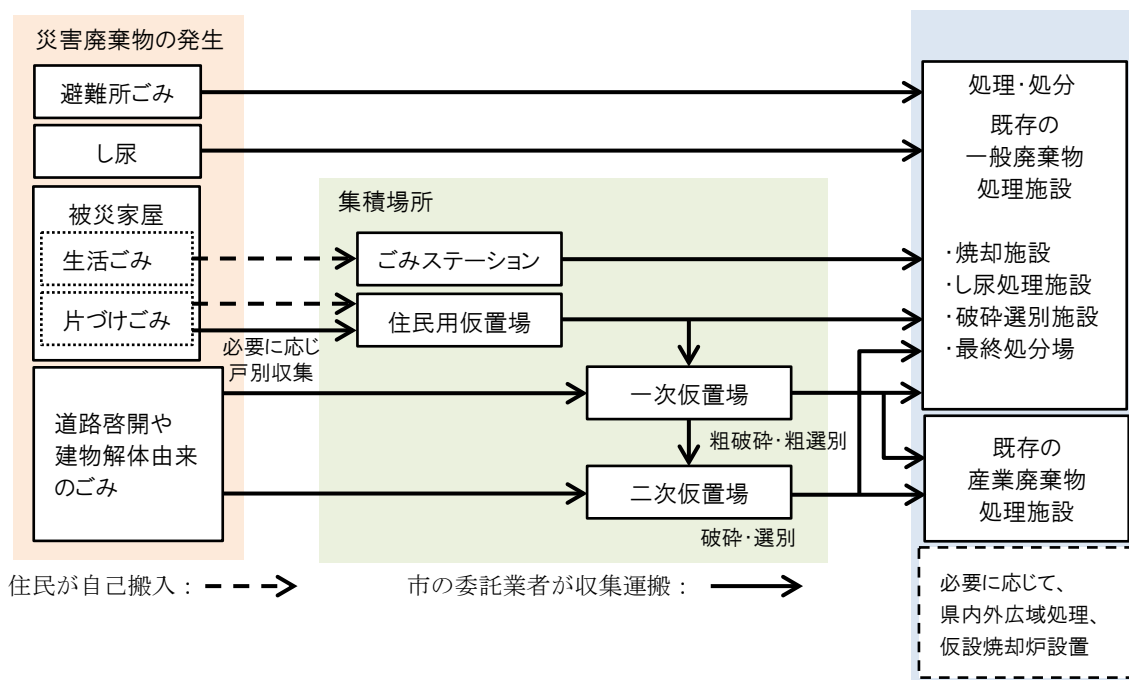


図 1-3-1-1 災害時における災害廃棄物処理の全体像

出典：宮城県災害廃棄物処理計画（平成 29 年 8 月）宮城県 一部編集

(3) 災害廃棄物処理に関連する協定

本市が単独で対応することが困難な量の災害廃棄物が発生したときは、表 1-3-1-4 の協定に基づき、県、市町村又は民間事業者に対し、協力を要請することができる。

表 1-3-1-4 災害廃棄物処理に関する協定

協定の名称	協定内容	締結日
災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定	秋田県 県内 25 市町村	平成 24 年 1 月 20 日
大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	秋田県 (一社)秋田県産業廃棄物協会	平成 20 年 7 月 31 日
災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定	秋田県 秋田県環境整備事業協同組合	平成 23 年 11 月 14 日
災害時における相互援助に関する協定	北東北地域連携軸構想推進協議会 構成市 岩手県：大船渡市・花巻市・北上市・遠野市・釜石市・奥州市 秋田県：横手市・湯沢市・大仙市・由利本荘市	平成 25 年 5 月 20 日 当初：平成 9 年 6 月 25 日

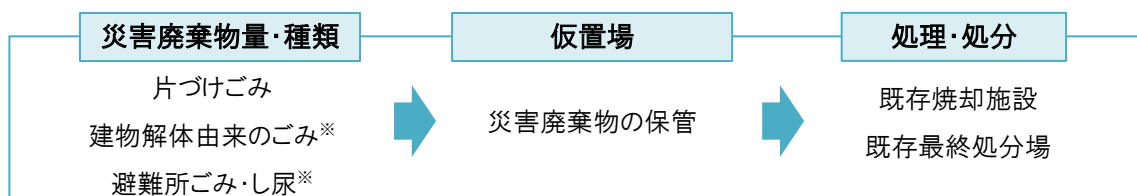
協定の名称	協定内容	締結日
災害時における相互援助に関する協定	県内 13 市	平成 18 年 4 月 26 日
湯沢市・由利本荘市・新庄市及び酒田市における災害援助協定	由利本荘市、山形県新庄市・酒田市	平成 19 年 1 月 17 日
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	(有)京野商店	平成 20 年 5 月 16 日
災害時における応急対策業務等に関する基本協定	湯沢市建設業協会(湯沢地域)	平成 22 年 8 月 3 日
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	秋田県石油商業組合・湯沢雄勝支部	平成 23 年 7 月 7 日
秋田県湯沢市・新潟県湯沢町における災害援助協定	新潟県湯沢町	平成 23 年 7 月 14 日
湯沢市と大崎市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市	平成 23 年 11 月 3 日
災害時における石巻市と湯沢市との相互援助に関する協定	宮城県石巻市	平成 24 年 7 月 10 日
災害時における湯沢市と栗原市との相互応援に関する協定	宮城県栗原市	平成 24 年 12 月 21 日

3-2 規模別の災害廃棄物処理対応

小・中規模災害時は、片づけごみや建物解体由来の災害廃棄物が排出されるので、これらを一次仮置場に一時保管し、必要に応じて県に対し県内の広域処理の調整を要請する。大規模災害時は、災害廃棄物の量が膨大になるので、二次仮置場で破碎・選別処理を行い、県に対し県外を含めた広域処理の調整を要請する。小規模、中規模、大規模災害について、それぞれの災害廃棄物処理の流れを図 1-3-2-1～図 1-3-2-3 に示す。

(1) 小規模災害

災害廃棄物の主体は片づけごみである。必要に応じて仮置場を経由した後、既存施設で処理・処分する。災害廃棄物の種類によっては、民間事業者処理を委託する。



※規模によっては、発生量が少ないまたは発生しない場合がある。

図 1-3-2-1 小規模災害における災害廃棄物処理の流れ

(2) 中規模災害

災害廃棄物の主体は片づけごみの他、建物解体由来のごみや避難所ごみ、し尿が挙げられる。仮置場では簡易な選別を行う場合もある。既存施設で処理・処分を行い、必要に応じて県へ県内の広域処理調整を要請し、県内広域処理を行う。

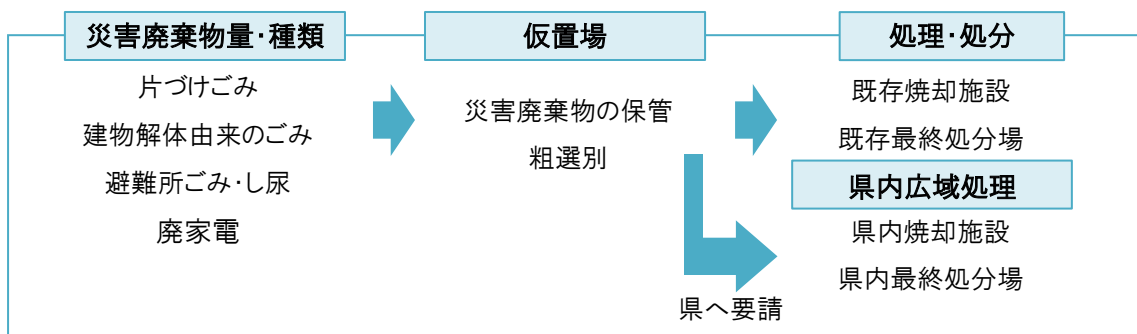


図 1-3-2-2 中規模災害における災害廃棄物処理の流れ

(3) 大規模災害

災害廃棄物の主体は建物解体由来のごみであり、発生量が多い。また、処理困難廃棄物も発生する。一次仮置場で粗選別した後、県への委託による二次仮置場での本格的な破碎選別を行い、必要に応じて県外広域処理を行う。

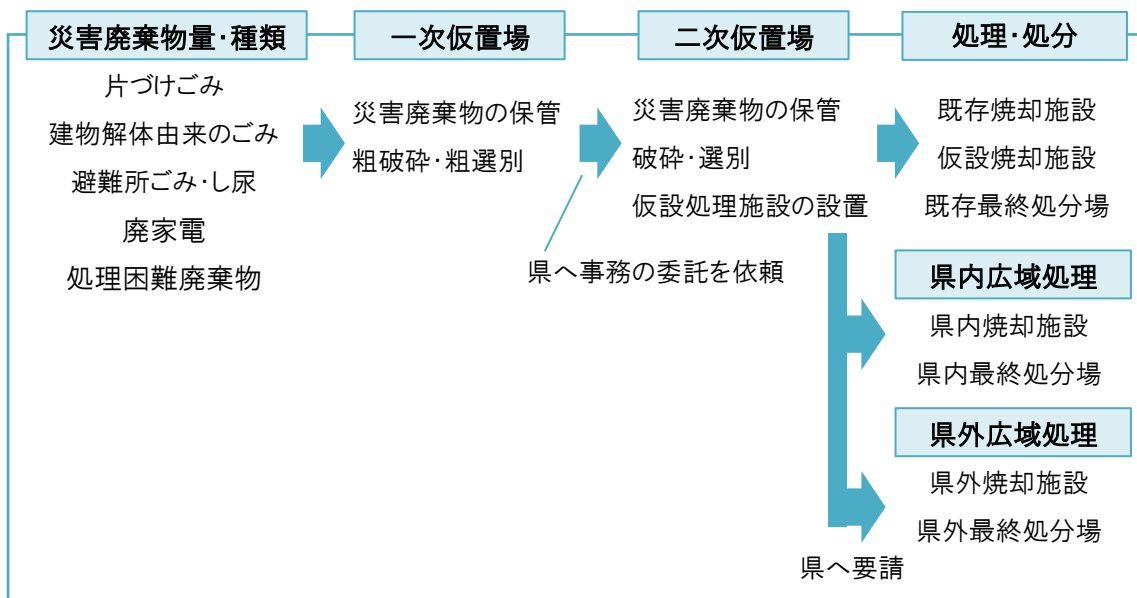


図 1-3-2-3 大規模災害における災害廃棄物処理の流れ

3-3 広域市町村圏組合を構成する市町村との調整

本市は湯沢雄勝広域市町村圏組合を構成しており、ごみ処理施設及びし尿処理施設を他の町村と供用している。そのため、災害廃棄物の処理にあたっては、次のとおり関係機関と協議する。

(1) 処理施設の供用

ごみ処理施設への災害廃棄物の搬入量や搬入日について事前に広域市町村圏組合及び構成市町村と協議する。また、し尿処理施設への搬入量についても協議の上、計画的に実施する。

なお、湯沢雄勝広域市町村圏組合は、構成市町村の災害廃棄物量を勘案し、搬入量を調整する役割を担う。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害廃棄物処理実行計画は、構成市町村全体の災害廃棄物発生量を踏まえて策定する。

(3) 物資の供用

構成市町村内で災害廃棄物処理に係る物資を共用する。収集運搬車、重機等の手配について、構成市町村内で協力体制を構築する。

表 1-3-3-1 広域市町村圏組合構成市町村が保有する物資等

(平成 30 年 12 月現在)

施設	数量		
	湯沢市	羽後町	東成瀬村
ごみ収集車	-	-	-
除雪車	103	38	15
備蓄燃料	-	-	-
汲取車両	-	-	-

※湯沢市の除雪車の内訳：除雪ドーザ 59 台、除雪グレーダ 10 台、ロータリー除雪車 16 台、
小型ロータリー除雪車 13 台、小型ホイールローダ 2 台、凍結抑制剤散布車 3 台

※羽後町の除雪車の内訳：除雪ドーザ 22 台、除雪グレーダ 4 台、ロータリー除雪車 7 台、
小型ロータリー除雪車 2 台、小型ドーザ 2 台、凍結抑制剤散布車 1 台

第2編 災害廃棄物処理の進め方

災害廃棄物処理の全体的な流れは次のとおりである。

1 発災後24時間以内

手順1 被害情報を把握する。

手順2 仮設トイレを設置する。

手順3 災害廃棄物の収集体制を構築する。

手順3-① 避難所のごみ・し尿の収集計画を検討する。

手順3-② 住民の片付けごみの出し方を検討する。

手順3-③ 住民の片付けごみの回収を手配する。

2 発災後48時間以内

手順4 災害廃棄物の発生量を把握する。

手順4-① 環境省方式で推計

手順4-② 組成別発生量を推計

手順5 一次仮置場を開設・管理する。

手順5-① 仮置場候補地の選定

手順5-② 開設前の準備

手順5-③ 仮置場の管理

手順5-④ 住民への広報

3 発災から48時間以降

手順6 処理先を確保する。

手順7 広域処理体制を構築する。

手順7-① 県への電話連絡

手順7-② 協定締結団体及び県との打合せ

手順7-③ 文書による正式要請

手順8 契約を締結する。

手順8-① 契約締結の準備

手順8-② 単価の設定

手順8-③ 業者の選定

手順9 国庫補助制度を活用する。

手順10 災害廃棄物処理実行計画を策定する。

1 発災後24時間以内

手順1 被害状況を把握する。

災害対策本部等を通じ、被害情報を把握する。

- 情報収集を開始する。
- 被害及び対応について、**様式 (p48)**により県にメール等で報告する。

表 2-1-1 情報収集する内容

内容	情報の内容	収集先	主な活用方法
BCP	職員の安否確認	直接※	初動対応
災害	災害規模	災害対策本部(県)	補助金等
	水害の浸水範囲	災害対策本部	発生量推計
	避難所、避難者数	災害対策本部	避難所ごみ推計
	被害建物数	災害対策本部	発生量推計
	ごみ処理施設等の被害	直接※	処分
	し尿収集業者等被害	直接※	収集運搬
	ごみ収集業者等被害	直接※	収集運搬
	有害廃棄物等の状況	災害対策本部	収集運搬・処分
	現地の確認	直接	全般
インフラ	道路被害	災害対策本部	収集運搬・処分
	停電の状況	災害対策本部	処分
	上下水道被害	災害対策本部	処分
一組	一部事務組合を構成する他市町村の被害状況	災害対策本部(県) 一部事務組合	収集運搬・処分

手順2 仮設トイレを設置する。

避難所などへの仮設トイレの設置を手配する。

- し尿処理は衛生面に大きく影響することから、最初に対応する。

表 2-2-1 湯沢市地域防災計画に定める避難所

名称	住所
湯沢翔北高等学校体育館	湯ノ原二丁目 1-1
湯沢西小学校体育館	字万石 26
湯沢コミュニティセンター	千石町二丁目 4-8
総合体育館	字沖鶴 140
広域交流センター	宇沖鶴 69-5
湯沢南中学校体育館	南台 6-1
ふるさとふれあいセンター	岩崎字寝連沢 9-4
湯沢東小学校体育館	杉沢新所字八斗場 33
湯沢北中学校体育館	杉沢新所字八斗場 33
幡野地区センター	金谷字樋ノ口 123
山田小学校体育館	山田宇土生原 52
山田中学校体育館	山田字下館 10
三関小学校体育館	関口字堀量 68
須川小学校体育館	相川字須川 119-7
高松地区センター	高松字上地 6-2
稲庭小学校体育館	稲庭町字琵琶倉 24
三梨小学校体育館	三梨町字清水小屋 244
稲川中学校体育館	三梨町字間明田 140
稲川農村環境改善センター	川連町字上平城 120
稲川体育館	川連町字上平城 120
川連小学校体育館	川連町字道下 86
駒形小学校体育館	駒形町字三又前田面 47-4
雄勝小学校体育館	横堀字板橋 5
雄勝中学校体育館	横堀字板橋 5
雄心館	横堀字板橋 5
横堀交流センター体育館	横堀字小田中 5-2
旧院内小学校体育館	下院内字笈形町 73-1
雄勝スポーツセンター体育館	秋ノ宮字中島 365
旧中山小学校体育館	秋ノ宮字中山 222
小野地区センター体育館	小野字油屋敷 15
皆瀬生涯学習センター	皆瀬字沢梨台 106
皆瀬小学校体育館	皆瀬字下菅生 27
皆瀬中学校体育館	皆瀬字下菅生 24-1

表 2-2-2 湯沢市地域防災計画に定める福祉避難所

法人等名称	施設名	住所
医療法人 仁恵会	昭平苑	柳田字中嶋 227-1
社会福祉法人 湯沢市社会福祉協議会	デイサービスセンターコス モス	相川字碓 108
湯沢市	愛宕荘	関口字石田 108
社会福祉法人 一視同仁会	複合福祉施設 この花	川連町字久保 7-2
秋田県社会福祉事業団	やまばと園	三梨町字飯田ニツ森 43
社会福祉法人 いなかわ福祉会	ケアセンターいなかわ デイサービスセンター	駒形町字八面狐塚 58
医療法人 せいとく会	ゆーとぴあ神室	小野字東堺 76
社会福祉法人 みなせ福祉会	シヤイントピアみなせ	皆瀬字小野 188-1
湯沢市	皆瀬更生園	皆瀬字上小保内 6
社会福祉法人 雄勝なごみ会	いさみが岡	山田字勇ヶ岡 50
	複合施設ばあとなあ	字両神 15-1
	サン・グリーンゆざわ	裏門一丁目 2-19
	愛光園	寺沢字段の上 4-5
	平成園	小野字大沢田 221
	平成園サテライト型特別養 護老人ホーム ぬくもりの里たてやま	上院内字小沢 102-3

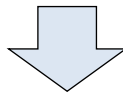
仮設トイレ設置の留意事項

- 最低限78. 4人あたり1基の仮設トイレが必要
(トイレ容量400L、3日に1回汲取り実施時)
- 仮設トイレのレンタル業者の一覧を作成し、年1回情報を更新する。

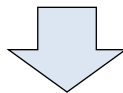
手順3 災害廃棄物の収集体制を構築する。

避難所のごみ・し尿の収集計画を検討する。

手順3-① 避難所のごみ・し尿の収集計画を検討する。



手順3-② 住民の片付けごみの出し方を検討する。



手順3-③ 住民の片付けごみの回収を手配する。

※ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）は、随意契約が認められる。委託契約時の留意事項については[手順8 \(p33\)](#)に整理する。

手順3-① 避難所のごみ・し尿の収集計画を検討する。

- 湯沢市内の収集運搬業者を活用し、通常のごみ収集に加え、避難所のごみ収集を手配する。なお、既存の収集運搬業者で足りないときは、県に応援要請する[手順7 \(p32\)](#)。
- 同様に仮設トイレの汲み取りについても手配する。

手順3-② 住民の片付けごみの出し方を検討する。

- 地域ごとに、住民用仮置場を設置するか又は被害家屋から直接戸別回収するかを検討する。
- 住民用仮置場は、被害の大きい地域の近傍に配置する。

地震と水害の違い

- 水害時は水が引けると同時に片付けごみが排出されるので、特に速やかに対応する。
- 地震災害時は余震が収まり、各家屋の片付けの他、解体や改築の進捗に合わせて災害廃棄物が排出されるので、水害に比べると排出のピークは遅い。ただし、住民への広報を考慮し、早めに開設の要否を判断する。

手順3-③ 住民用仮置場からの回収を手配する。

- 既存の収集運搬業者を活用し、住民用仮置場からのごみ収集を手配する。
- 既存業者で足りない場合は、「災害時における応急対策業務等に関する基本協定」を活用して湯沢市建設業協会に応援要請する。
- 湯沢市建設業協会の応援があっても対応が困難な場合は、県を通して産業廃棄物協会に応援要請する。
- 被害が大きかった地域や高齢者世帯には、戸別回収を実施する。

1次仮置場の設置前に回収を開始する場合は、既存のごみ処理施設の敷地内などに仮置きし、**手順5**により1次仮置場を設置し次第、運搬先を切り替える。

2 発災後48時間以内

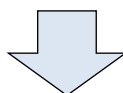
手順4 災害廃棄物の発生量を把握する。

災害廃棄物の発生量を推計する。

手順4-① 環境省方式で推計

水害、火災の場合

手順4-①-1 初動期における推計



手順4-② 組成別発生量を推計

※ 大規模災害時ほど被害の把握に時間が掛かる。推計が困難なとき又はいとまがないときは、推計作業を後回しにして[手順5 \(p23\)](#)へ進む。

手順4-① 環境省方式の推計

災害廃棄物発生量＝

全壊棟数×全壊1棟あたりの発生原単位

＋半壊棟数×半壊1棟あたりの発生原単位

＋床上浸水世帯数×床上浸水1世帯あたりの発生原単位

＋床下浸水世帯数×床下浸水1世帯あたりの発生原単位

＋木造焼失棟数×木造焼失1棟あたりの発生原単位

＋非木造焼失棟数×非木造焼失1棟あたりの発生原単位

表 2-4-1 被害別の発生源単位

被害の程度		発生原単位(t/棟・世帯)
全壊		117
半壊		23
床上浸水		4.60
床下浸水		0.62
焼失	木造	78
	非木造	98

【参考】浸水深から被害区分を判断するときの目安

被害区分と 浸水深	床下浸水:浸水深 0~0.5m 床上浸水:浸水深 0.5m~1.5m 半壊:浸水深 1.5m~2.0m 全壊:浸水深 2.0m 以上
--------------	---

手順 4-①-1 初動期における推計

- 初動期は被害状況が正確に把握できない場合が多い。水害や火災の被害は次の方法により概数を推計することができる。

水害

- 1 現地確認や住民情報を地図に落とし、被害家屋棟数を把握する。
- 2 全被害家屋棟数に2トンに乗ずる。

水害廃棄物発生量(初動期) = 全被害家屋棟数(棟) × 2(t/棟)

全被害家屋棟数 = 全壊 + 半壊 + 床上・床下浸水等の合計棟数

火災

火災発生地区を把握した時点で、住宅地図から当該地区の焼失棟数の概数を把握し火災廃棄物発生量を推計する。

手順4-② 組成別発生量の推計

- 手順4-①で求めた災害廃棄物発生量に次の組成割合を乗じて、組成別発生量を推計する。
- こうして求めた災害廃棄物発生量を仮置場の必要面積や処理量見込みに活用する。

(単位:%)

種類		柱材・角材	コンクリート	可燃物	金属くず	不燃物
地震	液状化、揺れ、津波	5.4	52	18	6.6	18
	木造	0	31	0.1	4	65
火災	非木造	0	76	0.1	4	20

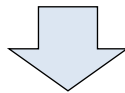
(単位:%)

種類	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合廃棄物	危険物・処理困難廃棄物
水害	51.6	25.3	2.1	0.7	18.0	2.3

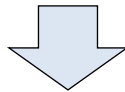
手順5 1次仮置場を開設・管理する。

1次仮置場を開設し、管理を開始する。

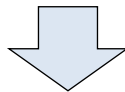
手順5-① 仮置場候補地の選定



手順5-② 開設前の準備



手順5-③ 仮置場の管理



手順5-④ 住民への広報

手順5-① 仮置場候補地の選定

手順5-①-1 仮置場に使用できる候補地をリスト化する。

- ・事前にリスト化している「仮置場を選定する際の参考土地一覧」から「他の用途に使用する場所」を除外する。



手順5-①-2 候補地を絞り込む。

- ・ **必要な面積 (p25)** を確保できるか。
- ※ **手順4** で災害廃棄物発生量を推計していない場合は、被害の大きい地域になるべく広い候補地を選定する。
- ・ 仮設住宅等の他の目的に利用されないか (長期間の使用が可能か。)
- ・ 住民の生活環境に影響しないか。
- ・ **補助制度毎に場所を分ける (p37,41)** 必要はないか。
- ・ 搬入・搬出車両や作業用重機の出入りが容易か。
- ・ 二次災害 (地盤沈下、河川の氾濫、急傾斜地の土砂災害等) のおそれはないか。
- ・ 長期間の保管が見込まれる場合は、冬期間の除雪スペースが確保できるか。



手順5-①-3 候補地を決定する。

仮置場の必要面積の計算

一次仮置場の必要面積は、東日本大震災の岩手県内の実績を用い、次により計算する。災害廃棄物を1箇所あたり5,000m²とすることを基本とし、量が少ない場合は、表2-5-1より4,000~1,000m²となるよう仮置きする。

<仮置場必要面積の算定式>

$$\text{仮置場必要面積} = (a + \text{①余裕幅})^2$$

平均断面法

①余裕幅: 10m (5m × 2)

②仮置き量 = $(a^2 + b^2) \times 1/2 \times \text{高さ}$

③災害廃棄物等の見かけ比重: 可燃物 0.4t/m³、不燃物 1.1t/m³ ※1

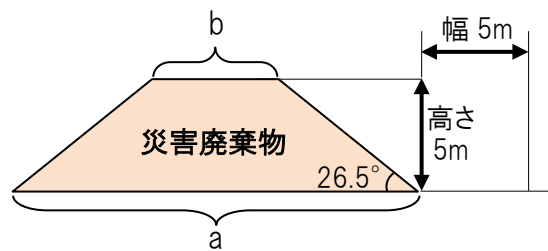
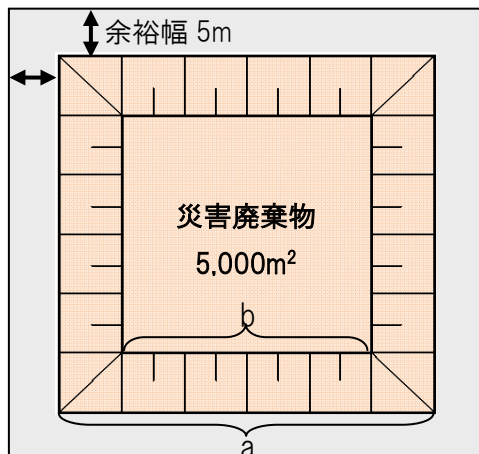
④仮置場高さ: 5m

⑤法面勾配※2: 1 : 2.0

※1: 国対策指針【技1-14-4】

※2: 法面勾配は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第一条の六」に準拠し、

50% (底辺: 高さ = 2:1 の傾きで約26.5度) とした。



$$a \doteq 70.71\text{m}$$

$$b \doteq 50.71\text{m}$$

(※5,000m²の場合)

表 2-5-1 仮置場面積と容量

災害廃棄物の底面積(m ²)	仮置き容量(m ³)	占用面積(m ²)
5,000	18,929	6,514
4,000	14,675	5,365
3,000	10,523	4,195
2,000	6,528	2,994
1,000	2,838	1,732
500	1,306	1,069
200	586	583
100	83	400

手順5-② 開設前の準備

手順5-②-1 開設前の写真を撮影する。

※環境影響が懸念される場合は、使用前に**環境調査 (p46)**を行う。



手順5-②-2 分別品目を決定する。

分別品目は、**p30**の処理方法を参照する。処理施設における「可燃系混合物」と「不燃系混合物」の受入基準は次のとおりである。これらについては、排出元での分別が困難であることから、受入基準に倣い原則として仮置

場内で選別や重機による破砕作業を手配する。

表 2-5-2 自ら処理する可燃系混合物と不燃系混合物の分別の目安

品目	処分先	受入基準
可燃系混合物	湯沢雄勝 クリーンセンター	長さ約 70cm以内。金属類を除く。 木材は太さ直径 10cm以内。 畳は長辺を三つ切りにしたもの。
不燃系混合物	湯沢雄勝 リサイクルセンター	搬入可：粗大ごみ(40cm 以上かつ 150cm×210cm× 80cm 以内)、鋼板類(厚さ 3.2mm 以内、長さ 40cm 以 下)、その他(長さ 40cm 以内) 搬入不可：スプリング入家具類、リサイクル家電、缶・びん。



手順5-②-3 配置（レイアウト）を決定する。

⇒**基本のレイアウト (p27)**を参照する。

⇒搬入経路の幅員や重機の設置スペースや搬出作業の方法など、
考慮する事項が多岐にわたることから、仮置場管理の受託業者と打
合せの上決定することが望ましい。

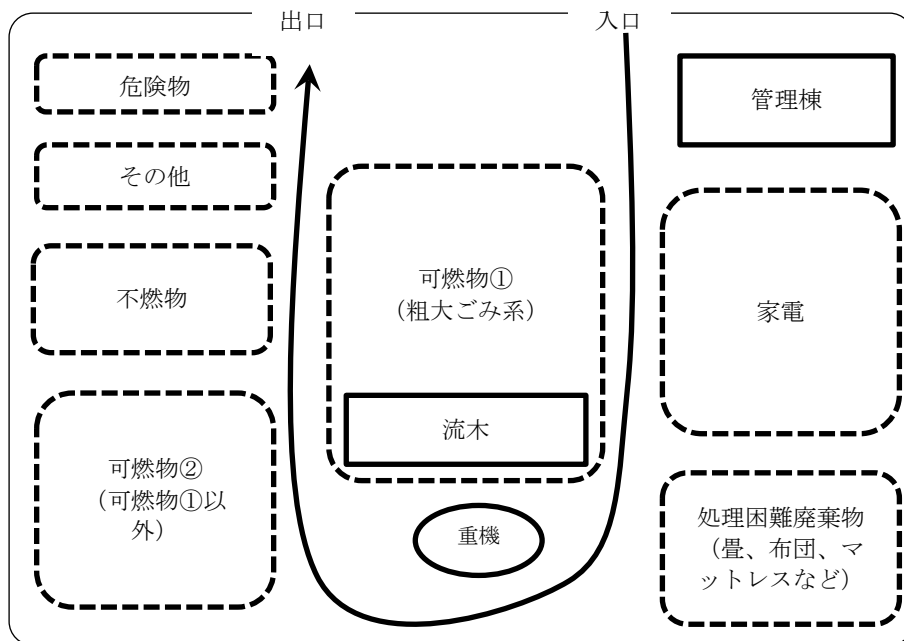
○品目・配置の留意事項

- ・受け入れしないごみを明確にする（生活ごみなど）。
- ・左折で入場し、左折で退場することができる時計回りで、かつ、一
方通行の動線が望ましい。
- ・家電や畳など分かりやすいものを先に降ろすように配置することが
望ましい。
- ・河川堆積物などの土材系については、残土置場などの別途専用の保
管場所を用意する。
- ・危険物と可燃物は、離して配置することが望ましい。

基本のレイアウト

【水害】

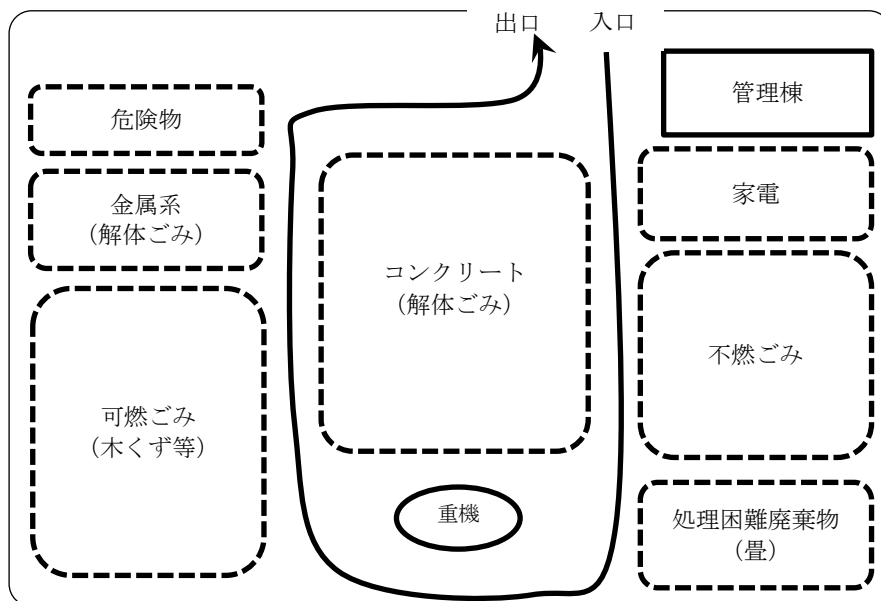
- ・ 浸水により電化製品の発生が多くなる傾向にある。
- ・ ストープ類も持ち込まれることから、燃油の分別を徹底する。



※入口が2箇所の場合

【地震災害】

- ・ 規模の大きい地震では、解体ごみが大量に発生する。
- ・ 解体ごみが大量に発生するときは、移動式破砕機の設置スペースも必要になる。



※入口が1箇所の場合

手順5-③ 仮置場の管理

- 職員のみで仮置場の管理をすることが難しい場合は、管理を委託する。
バックホウ等の重機を有する地域の廃棄物処理業者や建設業者（両方を兼ねる業者が望ましい。）などへの委託を検討する。
- 緊急随契が想定される。契約については**手順8 (p33)**に整理する。

仮置場管理の留意事項

1 火災防止対策

- ・可燃物は5 m以上積み上げない。
- ・畳は3 m以上積み上げない。
- ・1 保管場所の面積を200m²以下にする。
- ・保管の山と山の間隔を2m以上確保する。
- ・可燃物と燃油類、バッテリー等を一緒に保管しない。
- ・可燃物にガス抜き管を設置する。
- ・可燃物の水蒸気の発生を目視で監視する。

水蒸気が見られた場合

- ・1 m 深さを温度測定し、7 0℃以下であれば切り返しして温度を下げる。8 0℃以上であれば側面を覆土し、温度が下がるのを待つ。

- ・水蒸気よりも速く上がる蒸気（又は煙）が見られた場合は、直ちに消防に連絡する。

2 環境対策

- ・必要に応じて、出入り口に鉄板などを敷設する。
- ・粉じんの発生を防ぐため、適宜散水する。
- ・必要に応じて覆い（ブルーシート）、ネット・フェンス等を設置する。
- ・腐敗性廃棄物は直接ごみ処理施設に搬入する（なるべく保管しない。）。
- ・殺虫剤等の薬剤を用意し、必要に応じて散布する。

3 管理

- ・ 開設当初に、「見せごみ」を配置する。
- ・ 搬入量・搬出量を管理・記録する。
- ・ 受け入れ時間内は、無人にしない。
- ・ 分別を案内する職員等を配置する。
- ・ ある程度大きな仮置場には、重機を配置し積み込みや家具等の粗破砕を行い、搬出等の効率を上げる。

4 安全対策

- ・ 作業員は防塵マスク、ヘルメット、安全靴等を着用する。

手順5-④ 住民への広報

- 住民へ広報する内容は次のとおりとする。

- ①いつから、どの時間帯で受け入れるのか
- ②受け入れる場所はどこか
- ③受け入れる品目は何か
- ④何が持ち込み禁止なのか
- ⑤問い合わせ先及び電話番号

⇒ **チラシ作成例 (p75)**

- 確実な広報のため、住民への広報は、自治会へのチラシや放送などのアナログ手法を用いる（アナログ手法を含め複数の方法で広報する。）。

3 発災後48時間以降

手順6 処理先を確保する。

災害廃棄物の処理方法を決める。

- 災害廃棄物の種類毎に処理方法を決める。
- ごみ処理施設や締結している協定等の活用で処理できない災害廃棄物については、**手順7 (p32)**で県に協力を依頼する。

分別の種類	災害廃棄物の種類	処分場所(又は取扱い)	処分方法
片付けごみ	可燃系混合物	湯沢雄勝クリーンセンター	焼却
	不燃系混合物	湯沢雄勝一般廃棄物最終処分場 八面一般廃棄物最終処分場	埋立
	家電	日本通運(株)横手支店営業課(指定引取場所)	再資源化
	畳	広域処理委託	破砕→焼却
	スプリングマット レス等	仮置場で解体又は広域処理委託	解体→焼却・埋立
解体ごみ	コンクリート	廃棄物処理許可業者又は広域処理委託	破砕(再資源化)
	木くず	廃棄物処理許可業者又は広域処理委託	破砕(再資源化)
	金属くず	古物許可業者等	売却
河川 堆積物	土材系	市が指定する残土置場	再資源化
危険物	農薬類・塗料類	廃棄物処理許可業者	焼却
	バッテリー	廃棄物処理許可業者(広域認定業者)	再資源化
	蛍光管	廃棄物処理許可業者(水銀)	無害化处理
	燃油類	廃油リサイクル業者	売却
	ガスボンベ	販売元又は高圧ガス保安協会、LPガス協会	再資源化
	カセットボンベ、 燃料タンク	卓上コンロ、ストーブ等が持ち込まれたときは、必ず取り外し、 分別保管する。	—
	消火器	消火器取扱店、消火器メーカー	再資源化
	毒物・劇物類	県担当部局の指示に従う	—
	廃石綿等	仮置場に搬入せず、直接最終処分場へ	埋立

分別の種類	災害廃棄物の種類	処分場所(又は取扱い)	処分方法
自動車	自動車	所有者の意思確認し、リサイクルルートへ	再資源化
—	貴重品、 思い出の品等	貴重品は警察へ。思い出の品は市が保管し、 可能な限り持ち主に返却。	—
生活ごみ	生活ごみ	湯沢雄勝クリーンセンター(仮置場に保管しない。)	焼却

※大規模災害ではこの限りでない。

手順7 広域処理体制を構築する。

県に広域処理体制の構築を要請する。

- 計画した処理体制で処理しきれない場合は、県に広域処理体制の構築を要請する。
- 要請は、県環境整備課あてに責任者から電話連絡で行い、必要に応じて県及び協定締結関係者との打合せ等を実施した上で、文書（[参考様式](#) [\(p51、55\)](#)）で要請する。

【広域処理要請の流れ】

手順7-① 県（環境整備課）への電話連絡

自前処理が困難と判断した時点で電話により協力要請する。

（具体的な協力内容は[手順7-②](#)で決める。）

手順7-② 必要に応じ協定締結団体及び県と打合せ

必要に応じ、仮置場などの実地調査を含めて打合せを行い、具体的な協力内容を協議する。

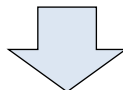
手順7-③ 文書による正式要請

協定締結先と具体的な協力内容が決まり次第、県に要請書を送付する。

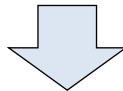
手順8 契約を締結する。

仮置場の管理・災害廃棄物処理などの契約を締結する。

手順8-① 契約締結の準備



手順8-② 単価の設定



手順8-③ 業者の選定

手順8-① 契約締結の準備

災害廃棄物の処理にあたり、次の図書、データを用意する。

- ・ 平常時の一般廃棄物の収集運搬や処分に係る原価を計算した書類
- ・ 建設物価の物価本等
- ・ 災害時の協定書
- ・ 収集運搬を委託している場合には、委託契約の設計図書
- ・ 処分を一部事務組合等に委託している場合には、その処分委託料の根拠及び関係データ

手順8-② 単価の設定

- 災害支援協定において単価が設定されている場合は、その単価を使う。
- 特段の定めがない場合は、物価本や公共工事積算単価等の公表されている単価を用いる。
- 災害時に事業者が不足し、予定価格と実勢価格が乖離する場合は、複数の事業者から参考見積の提出を求め、単価を設定する。

手順8-③ 業者の選定

- 発災直後において、緊急の必要により、競争入札に付することができない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、随意契約を検討する。

ただし、通常、一般競争入札が原則であることから、発災直後においても、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定を遵守する。

(参考：東日本大震災や熊本地震等の例では、「発災直後における緊急の必要による随意契約」を行っているが、5～9ヶ月程度後には、通常の競争入札に切り替えている。)

競争入札の実施時期

東日本大震災(釜石市)	熊本地震(熊本市)	H29.7 九州北部豪雨(朝倉市)
発災から5ヵ月後程度	発災から8ヵ月後程度	発災から9ヵ月後程度

- 災害廃棄物の発生量を算定できる場合は総価契約を締結するが、これまでの事例から困難な場合が多いと推定される。全体の発生量を見込むことが困難なときは、単価契約を締結する。単価契約とする場合は、単価における諸経費の根拠を明確にする(諸経費は、通常、災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外とされているため)。

契約の種類毎の留意事項

1 単独随契

災害時には地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づく随意契約をする場合が多いが、災害等廃棄物処理事業費補助金を活用する際は、災害査定に備え、次に留意する。

- ・ 随意契約の理由は適切か。急を要したか。
- ・ 契約の相手方の選定方法は適切か。
- ・ 金額の妥当性をどのように判断したか。設計金額と比べてどうか。
- ・ 設計図書は適切か。
- ・ 参考見積は徴収したか。

2 見積合わせ

「1者による随意契約」をする選定理由がない場合や、災害後一定期間が経過した後は、見積合わせを行う場合があるが、次の事項を整理する。

- ・ なぜ入札ではないか。
- ・ 設計額よりも著しく高値になっていないか。
- ・ 見積を依頼した業者の選定方法は適切か。
- ・ 設計額は適切か。

3 入札

入札は競争性の面から望ましいとされているが、実勢価格と乖離していると不落になる可能性があるため、必要に応じて参考見積を徴収する。金額の妥当性、予定価格の設定に問題がないか確認する。

委託業務の種類毎の留意事項

1 災害廃棄物の収集運搬・処分の契約

市町村が災害廃棄物の処理を市町村以外の者に委託する場合は、廃棄物処理法施行令第4条の規定に基づき委託する。災害時の特例として通常禁止されている一般廃棄物の処理の再委託が認められていることに留意する。

なお、一般廃棄物は区域内処理の原則があり、それぞれの市町村が一般廃棄物処理計画を策定しているため、他市町村の一般廃棄物処理施設に搬出する場合は、相手方の市町村担当者に必要な手続きを問い合わせ、市町村長の下承を得た上で搬出する（[仕様書のひな形 \(p61,66\)](#)）。

2 生活ごみ の収集運搬・処分に係る契約

生活ごみの収集運搬は災害時の協定に基づく契約又は追加的な契約により実施する。既存の業者で対応できない場合は、協定に基づき県に協力要請する。

3 仮置場の管理・運営に係る契約

仮置場の管理・運営に係る契約は、最も早く行うことになる。仕様書のひな形をあらかじめ用意し、積算根拠、金額の妥当性について資料を整備する（[仕様書のひな形 \(p64\)](#)）。

手順⑨ 国庫補助制度を活用する。

災害等廃棄物処理事業費補助金等の申請に必要な書類を整える。

- 災害時に活用できる補助金として、災害廃棄物の処理に使用できる**災害等廃棄物処理事業費補助金**と、廃棄物処理施設の復旧に使用できる**廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金**がある。
- 災害関係の国庫補助制度の取扱いについては、環境省作成の「**災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）**」及び環境省東北地方環境事務所作成の「**市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き**」を参照する。

災害査定に向けて

補助制度においては、災害査定を受けることになる。円滑な査定に向けて、被災状況や災害廃棄物委託事業等の写真を撮影するほか、次の点に留意する。

- 1 損壊家屋の解体
 - ・解体工事の前後の写真・記録
 - ・罹災証明書等の解体が必要と判断した根拠資料
- 2 仮置場
 - ・賃借する場合は、単価及び面積の根拠資料（固定資産課税台帳、公示地価、積算基準等）
 - ・処理量、作業員数、重機稼働台数等が明らかな日報（記録）を作成する（管理委託する場合は仕様書に盛り込む。）。

補助制度の対象外となる災害廃棄物について

- 「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」によると、次の場合は、**災害等廃棄物処理事業費補助金の対象にならない**とされている。原則として**保管場所を区別した方が望ましい**が、**宅地と道路が一様に土砂に埋没している場合などにおいては、国土交通省と環境省の補助金を按分して取扱うことが可能**であり事業の効率的実施が可能である。

参考Q&A

- Q 海中から災害廃棄物を引き上げ、処理をする経費は補助対象か。
A 海中に沈んだ廃棄物や海域の漁具等の処理については、当該箇所の管理者が取り込むことが基本である（港湾や漁港の災害復旧事業や漁場のがれき処理に係る漁場復旧対策支援事業などの支援制度がある。）。

- Q 農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は補助対象か。
A 農地、農業用施設用地や漁港海岸保全区域上の災害廃棄物の処理は管理者が行うのが基本である。

- Q 豪雨等により上流から流され、河川敷に漂着した流木は補助対象か。
A 原則として補助対象外である。
なお、河川敷の公園等で、他の補助事業の対象とならず、かつ、市町村が生活環境の保全上必要と判断した場合には補助対象となり得るので、個別に相談願いたい。
（関連事業）国土交通省河川復旧事業など

- Q 地すべりによる災害土砂の処分費は補助対象か。
A 原則として補助対象外である。
（関連事業）国土交通省地すべり対策事業など

- Q 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみは補助対象か。
A 原則として補助対象外である。
（関連事業）国土交通省漂着流木処理事業

- Q 漂流ごみは補助対象か。
A 漂流ごみは補助対象外である。

このほか、東日本大震災の事例では、**道路啓開において生じた災害廃棄物**についても、**環境省以外の補助金対象になり得ることから、保管場所を分けている。**

手順10 災害廃棄物処理実行計画を策定する。

災害廃棄物処理実行計画を策定する。

- 災害廃棄物の処理が1年以上にわたると見込まれる場合は、災害廃棄物処理実行計画を策定する。
- 災害廃棄物処理実行計画は、進捗に応じて段階的に見直しする。
- 実行計画では、災害廃棄物の処理フロー図を作成する。
- 被害家屋数の木造、非木造の別が判明したときは、[秋田県地震被害想定](#)の[推計方法 \(p59\)](#)による推計も行い、大きい方の数値を採用する。
- 避難所を長期に渡り設置するときは、し尿及び避難所ごみの発生量を推計し、生活ごみ等の収集に影響しないよう安定した収集体制を構築する。

$$\text{し尿発生量(L/日)} = (\text{避難者数(人)} + \text{仮設トイレ必要人数} + \text{非水洗化人(避難者を除く)}) \times \text{し尿の1人1日平均排出量(L/人・日)}$$

し尿の1人1日平均排出量：1.7L/人・日

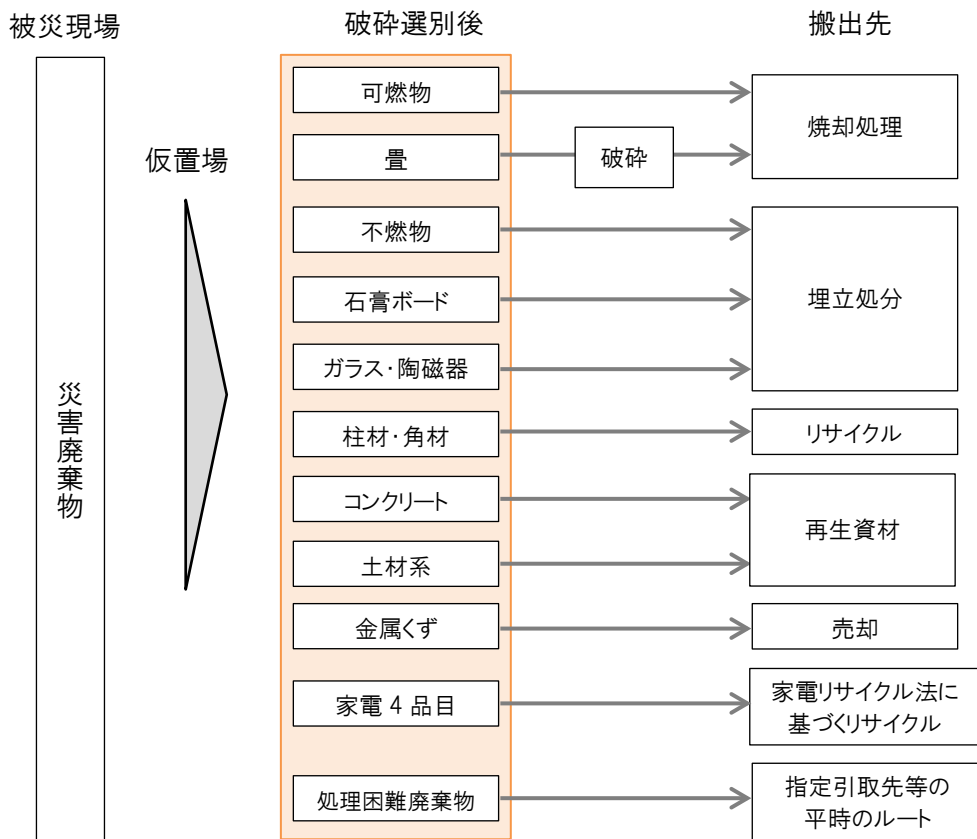
$$\text{避難所ごみ発生量(t/日)} = \text{避難者数(人)} \times \text{発生原単位(t/人・日)}^{**}$$

発生源単位：664 (g/人・日)

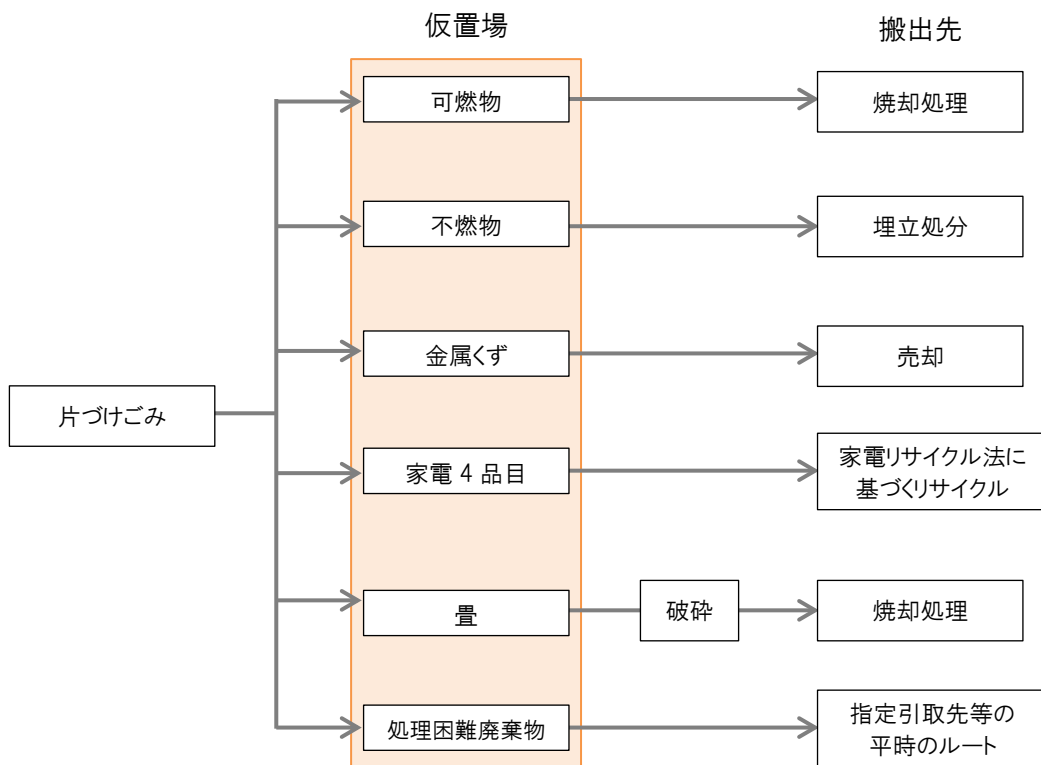
災害廃棄物処理実行計画の目次例

第1章 災害廃棄物処理実行計画について	第4章 災害廃棄物処理の基本方針
1 計画の目的	1 役割分担
2 計画の位置づけ	2 基本的な考え方
3 計画の期間	3 処理体制
第2章 被災の状況	4 財源
1 地震の状況	第5章 損壊家屋等の解体撤去について
2 住家被害の状況	1 経緯
第3章 災害廃棄物の発生量について	2 公費解体と自費解体
1 発生量推計の方法	3 公費解体の進捗状況について
2 これまでの廃棄物処理量について	第6章 災害廃棄物の処理方法
3 これからの廃棄物発生推計量について	1 災害廃棄物の処理フロー
4 災害廃棄物発生推計量について	2 災害廃棄物の集積
	3 処理のスケジュール

出典：平成28年熊本地震に係る益城町災害廃棄物処理実行計画 第2版（平成29年6月21日）益城町



図〇 災害廃棄物処理フローの例（地震災害）



図〇 災害廃棄物処理フローの例（水害）

第3編 大規模災害時に特に必要となる対応

1 初動期の道路啓開等で発生する災害廃棄物の取扱い

- 災害後のインフラ復旧のため、建設部局が道路啓開を行うことがあるが、こうした事業は国土交通省の国庫補助対象になる可能性があるため、取扱いが決まるまでの間は、**念のため通常の災害廃棄物とは別の保管場所に保管することが望ましい**。同様に、河川区域や農業用地の流木等も別の補助制度の対象になる可能性があるため、担当部局と調整した上で対応する。

【土砂・流木の取り扱いの例】

- ・ 民家に流入：災害廃棄物担当部局が対応
- ・ 道路に散乱：建設部局が対応
- ・ 農業用地に散乱：農林部局が対応

2 損壊家屋等の解体撤去

- 損壊家屋等の解体は私有財産の処分であるため、原則として所有者の責任によって行う。
- ただし、**東日本大震災や熊本地震では、国が特例措置として、市町村が損壊家屋等の解体を実施する分を補助対象としているので、大規模災害時は留意する**。
- なお、**全壊と認定された家屋については、通常の災害等廃棄物処理事業費補助金の対象とすることが可能なため、県と連絡調整し、確認・対応する（特例により費用償還も対象になった例がある。）**。

損壊家屋等の解体撤去に係る留意事項

- 公費解体の開始は発災後数ヶ月経ってから行われることが多い。災害発生後の環境省の通知等により補助対象となる条件を確認する。
- 公費解体の開始と同時に住民からの問合せが殺到することが想定されるので、判断基準や申請内容を整理し、職員に周知する。
- 公費解体について災害協定を締結している場合には、随意契約とする。罹災証明発行後に申請件数が少ない場合は、入札により業者を選定する。
- 公費解体数が多い場合には、解体標準単価を設定し、地域毎に順次計画的に解体工事を進める（仕様書のひな形（p68））。
- 解体工事は、別途、許可が必要になる場合があるため、適宜確認する。

解体申請対応手順

- 解体申請窓口を設置し、解体申請方法を被災者へ周知する。解体を受け付けた建物について、倒壊の危険度や申請の順番等をもとに解体・撤去の優先順位を決定する。
- 解体前には、必要に応じてアスベストの事前調査を行い、アスベストを含有する建材が使用されていることが分かったときは、廃棄物処理法及び大気汚染防止法に基づき、適切に分別・除去する。

- 建屋及び基礎解体、運搬等に係る単価設定を検討し、工事費発注に必要な書類を作成する。また、災害報告書作成のため、数量及び単価根拠等を整理する。アスベスト調査でアスベスト含有が確認された建物については、その対応方法について工事に必要な書類に記載する。
- 大規模災害時の解体工事は、協定を締結している団体との連携も考慮しながら効率良く進める。解体・撤去の着手にあたっては、建物所有者の立ち会いを求め、解体範囲等の最終確認を行う。
- 解体実績に基づき数量を積算し、変更があった場合には変更数量積算を行い、設計変更契約を行う。解体工事が完了した段階で、工事完了図書を作成する。

3 二次仮置場及び仮設処理施設の設置

- 県外処理を含め、処理が長期間に及ぶ場合は、移動式がれき破砕機や仮設焼却炉の設置を検討する。
- これらの仮設処理施設は、県内外の広域処理の拠点となる二次仮置場に設置し、破砕選別した災害廃棄物を順次搬出する体制を構築する。

移動式がれき類等破砕施設の設置の手続き

移動式がれき類等破砕施設を設置する際は、生活環境影響調査を実施する。

移動式がれき類等破砕施設に係る生活環境影響調査では原則として、騒音及び振動に関する現況把握は不要とされている。音源又は振動源データを用いた数値計算により施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動を予測し、影響の分析を行い、生活環境影響調査書として整理し、設置届出（又は特例設置）の手続きをとる。

移動式がれき類等破砕施設に関する生活環境影響調査項目

調査事項		生活環境影響調査項目	施設の稼働
大気環境	大気質	粉じん	△
		二酸化窒素(NO ₂)	
		浮遊粒子物質(SPM)	
	騒音	騒音レベル	○
	振動	振動レベル	○
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD)	
		又は化学的酸素要求量(COD)	
		浮遊物質(SS)	
		その他必要な項目	

注) ○は調査を実施する項目、△は必要に応じ調査を実施する項目を示す。

粉じんは、散水が行いにくい場合等に必要に応じて調査の対象とする。

出典：移動式がれき類等破砕施設の生活環境影響調査に関するガイドライン（平成 26 年 3 月）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

仮設焼却炉の設置の手続き

焼却施設（5 トン/日 (200kg/h) 以上又は火格子面積が 2m² 以上）を設置する際は、「廃棄物処理施設生活環境調査指針」にもとづき、生活環境影響調査が必要となる。それぞれの生活環境影響要因（煙突排ガスの排出等）について、現況把握、予測、影響の分析を行い、生活環境影響調査書として整理し、設置届出（又は特例設置）の手続きをとる。

焼却施設に関する生活環境影響要因と生活環境影響調査項目

調査項目	生活環境影響要因	煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行	
	生活環境影響調査項目						
大気環境	大気質	二酸化硫黄(SO ₂)	○				
		二酸化窒素(NO ₂)	○			○	
		浮遊粒子状物質(SPM)	○				○
		塩化水素(HCl)	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 注)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
振動	振動レベル			○		○	
水環境	水質	特定悪臭物質濃度 または臭気指数(臭気濃度)	○			○	
		生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)		○			
		浮遊物質(SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目 注)		○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。

例えば、大気質については、煙突排ガスによる重金属類等があげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) 等があげられる。

出典：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月）

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

4 環境調査

- 災害廃棄物の処理が長期に及ぶときは、各環境保全対策の効果を検証するため、環境調査を実施する。
- 環境調査は、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質、火災等の環境への影響を把握する。
- 仮置場を所有者に返却するときは、仮置場の使用に伴って生じた土壌汚染等の有無を確認する

環境調査の実施場所と項目

対象	調査項目
被災現場 (解体現場等)	(大気質) ・アスベスト
運搬時	(大気質) ・浮遊粒子状物質 (必要に応じて窒素酸化物等も実施) (騒音・振動) ・騒音レベル、振動レベル
仮置場	(大気質) ・粉塵、浮遊粒子状物質 (騒音・振動) ・騒音レベル、振動レベル (土壌) ・有害物質 (現状復旧時の災害廃棄物撤去後に実施) (臭気) ・特定悪臭物質濃度、臭気指数等 (水質) ・排水:排水基準等 ・近傍の公共用水域及び地下水:環境基準等 (火災) ・目視による湯気や臭気の有無 ・赤外線カメラ等による廃棄物表面温度 ・温度計による廃棄物内部温度 ・メタンや硫化水素等のガス

5 地方自治法に基づく事務委託、事務代替

- 大規模災害の発生等により甚大な被害を受けた場合は、県へ事務の委託（地方自治法 252 条の 14）または事務の代替執行（地方自治法 252 条の 16 の 2）を依頼し、災害廃棄物処理を実施する。

6 し尿処理施設の被災への対応

- し尿処理施設が被災した場合は、県に対してし尿に係る広域処理の調整を要請する（[手順7 \(p32\)](#) 参照）。
- また、必要に応じ、下水道処理施設または農業集落排水処理施設への投入について、関係機関と協議する。

近隣の下水道処理施設等の名称	住 所
湯沢浄化センター	字新川原 50
小安浄化センター	皆瀬字野田 22-1
皆瀬浄化センター	皆瀬字宮田 176
稲川浄化センター	駒形町字八面越後 116
院内浄化センター	下院内字横川 193
排水処理施設 深堀地区	字淵尻 38-2
排水処理施設 山田東部地区	山田字松ノ木 32-4
排水処理施設 松岡地区	字鏡田 169
排水処理施設 新城地区	字雁堀 1

2 県と（一社）秋田県産業廃棄物協会との災害協定

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定

秋田県（以下「甲」という。）と社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内において大規模災害が発生した場合に、甲が乙に災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等構造物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害に伴い発生し緊急に処理する必要がある生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、県内市町村が実施する次の事業について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) その他必要な事項

（協力内容）

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。

2 前条の協力要請に基づき、乙は速やかに市町村と具体的な処理の方法等について協議するものとする。

3 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮する。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報提供）

第5条 甲は、大規模災害時に災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供する。

2 乙は、災害廃棄物の処理に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

（要請手続き）

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難しい場合は、口頭により要請し、事後速やかに文書で通知する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項
(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の事項を文書で甲へ報告する。

- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他の必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として当該市町村が負担するものとし、その額は乙と当該市町村で協議のうえ決定する。

(損害補償)

第9条 第3条に規定する市町村の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害等の補償については、乙と当該市町村で協議する。

(連絡窓口)

第10条 この協定の業務に関する連絡窓口については、甲においては生活環境文化部環境整備課(注)とし、乙においては協会事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成20年7月31日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県

秋田県知事 寺田典城

乙 秋田市山王三丁目1番7号

社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 長崎雄二

(注)「生活環境文化部環境整備課」を「生活環境部環境整備課」に読み替える。

【県に協力要請するときの参考様式】

文書番号

平成 年 月 日

災害廃棄物の処理等に係る要請書（例）

秋田県知事 あて

市町村長名（押印）

大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請する事業

※協定第3条に記載されている、災害廃棄物の撤去、災害廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の処理・処分、その他必要な事項の、該当する事業を記入。

2 要請する事業の内容

※災害廃棄物の種類、災害廃棄物の量、要請する概要等を記入。

3 要請期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 その他

担当者及び連絡先

（所属）

（役職・氏名）

（電話番号）

3 県と秋田県環境整備事業協同組合との災害協定

災害時におけるし尿等の収集運搬に係る協定

秋田県（以下「甲」という。）と秋田県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、秋田県災害対策本部が設置された場合の初期の段階におけるし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）の収集運搬に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請手続）

第2条 甲は、災害の被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）からし尿等の収集運搬について協力の要請があった場合には、当該協力の要請をした市町村に対する支援を乙に要請するものとする。

（被災市町村との協議）

第3条 乙が、前条の要請を受けた場合には、支援の内容、方法等について当該要請に係る被災市町村と協議の上、支援を行うものとする。

2 乙は、し尿等の収集運搬に係る支援の実績について、甲及び当該支援を受けた被災市町村に文書で報告するものとする。

（経費負担）

第4条 乙は甲に対し、この協定に係る支援に要する一切の経費負担を求めないものとする。

（連絡窓口）

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては秋田県生活環境部環境整備課、乙においては秋田県環境整備事業協同組合事務局とする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、平成23年11月14日から平成24年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年11月14日

甲 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事 佐竹敬久

乙 能代市河戸川字西山下1番6号
秋田県環境整備事業協同組合
理事長 大塚勝栄

4 県と市町村との災害協定

災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等

(3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

- 3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。
- 4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに応援を実施するものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請市町村に通知するものとする。

(自主応援)

- 第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。
- 2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとする。

(要請等の手段)

- 第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するものとする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

(経費の負担)

- 第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

(その他)

- 第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、県及び各市町村が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

～市町村・県署名欄省略～

(様式第1号)

〇〇 - 〇〇〇

〇〇年〇月〇〇日

秋田県知事〇〇 〇〇

(又は市町村長)

(市町村長) 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援要請書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり応援を要請します。

- 1 被害状況
- 2 要請内容
- 3 その他参考となる事項

(様式第2号)

〇〇 - 〇〇〇
〇〇 年〇月〇〇日

秋田県知事〇〇 〇〇

(市町村長) 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の直接応援要請報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり直接応援要請したので報告します。

- 1 被害状況

- 2 要請先市町村

- 3 要請内容
別紙のとおり

- 4 その他参考となる事項

(様式第4号)

〇〇 - 〇〇〇
〇〇年〇月〇〇日

秋田県知事〇〇 〇〇

(市町村長) 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の応援内容報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づく応援要請について、本市（町村）が可能な応援内容を次のとおり報告します。

- 1 要請市町村
- 2 本市（町村）が可能な応援内容
- 3 その他参考となる事項

(様式第6号)

〇〇 - 〇〇〇
〇〇 年〇月〇〇日

秋田県知事〇〇 〇〇

(市町村長) 〇〇 〇〇 印

災害応急活動等の自主応援報告書

「災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書」に基づき、次のとおり自主応援したので報告します。

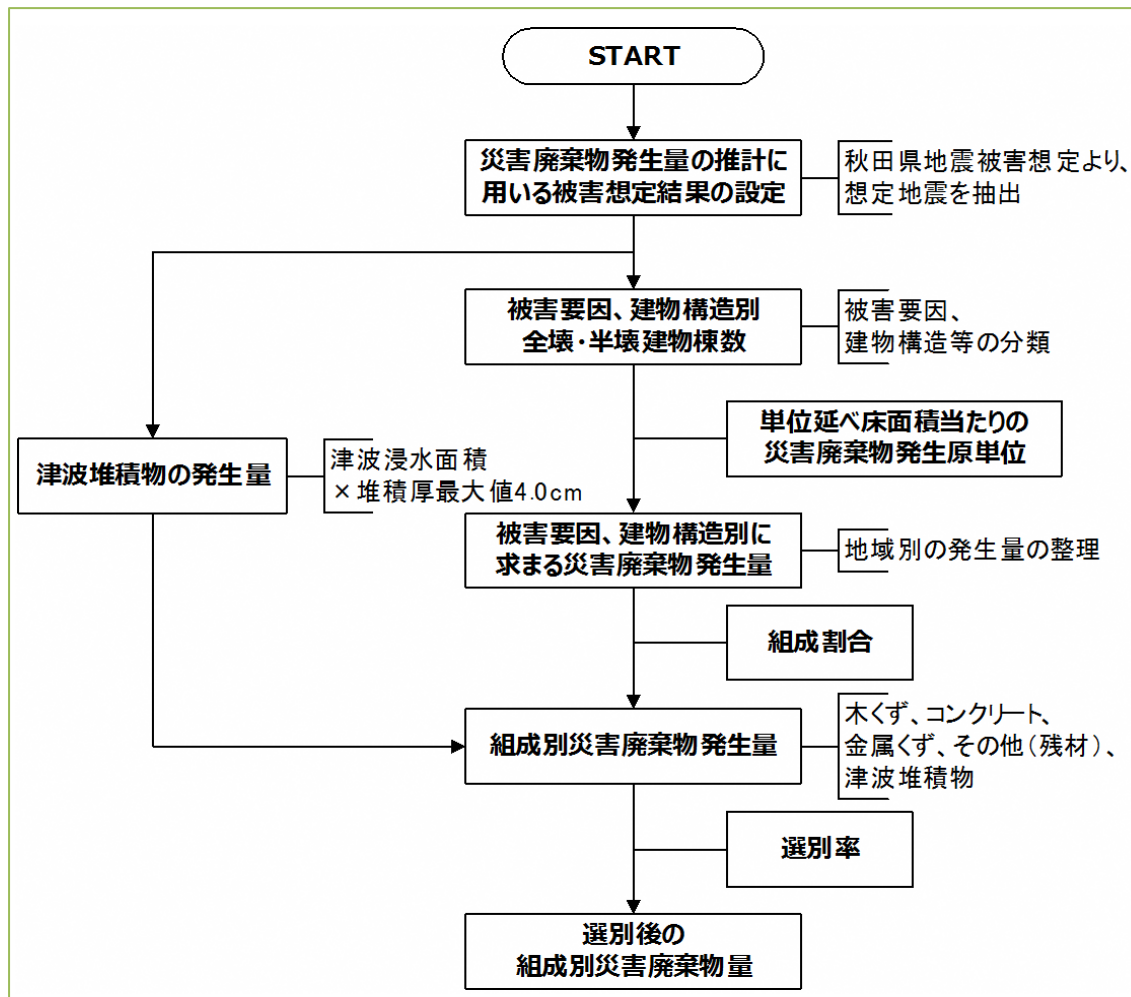
- 1 応援先市町村

- 2 応援内容

- 3 その他参考となる事項

5 秋田県地震被害想定 の推計方法（内閣府方式）

内閣府方式に準拠した災害廃棄物発生量は次の手順に従って推計する。



災害廃棄物発生量の推計手順（内閣府方式に準拠）

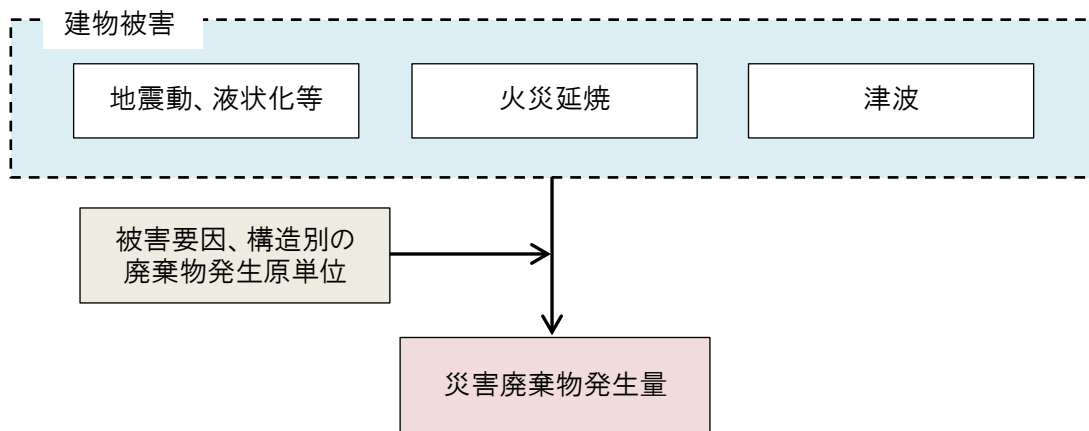
内閣府方式に準拠した災害廃棄物発生量は、次の推計式及び条件を用いて推計する。これにより、被害要因、建物構造別に災害廃棄物発生量を推計する。なお、津波被害においても、木造・非木造に分類して推計する。

$$\begin{aligned}
 & \text{災害廃棄物発生量} = \\
 & (\text{木造全壊棟数} + \text{木造半壊棟数} / 2) \times 1 \text{ 棟あたり床面積} \times \text{木造床面積あたり発生量} \\
 & + (\text{非木造全壊棟数} + \text{非木造半壊棟数} / 2) \times 1 \text{ 棟あたり床面積} \times \text{非木造床面積あたり発生量} \\
 & + \text{焼失棟数} \times 1 \text{ 棟あたり床面積} \times \text{焼失床面積あたり発生量} \\
 & + (\text{津波による全壊棟数} + \text{津波による半壊棟数} / 2) \times \text{津波損失棟数あたり発生量}
 \end{aligned}$$

種別	1 棟あたり床面積(m ²)	床面積あたり ^{※3} 災害廃棄物発生量(t/m ²)
木造	136.42 ^{※1}	0.6
非木造	870 ^{※2}	1.0
焼失	136.42 ^{注)}	0.23

津波損失 1 棟あたりの災害廃棄物発生量は東日本大震災の実績から 116t/棟^{※4}とする。

注)焼失は木造を対象とする。



災害廃棄物発生量の推計方法

出典：秋田県地震被害想定調査報告書（平成 25 年 8 月、秋田県）（一部編集）

※1 平成 20 年住宅・土地統計調査（総務省）秋田県の住宅 1 棟あたりの延床面積

※2 地震被害想定支援マニュアル（2001 年、国土庁）

※3 中部圏・近畿圏の内陸地震に係る被害想定手法(案)について～交通被害、ライフライン被害、孤立集落の発生など～（平成 20 年 5 月 14 日、中央防災会議）

※4 首都直下地震等による東京の被害想定報告書（平成 24 年 4 月 18 日、東京都防災会議地震部会）

6 運搬業務委託（単価契約）仕様書のひな形

災害廃棄物収集運搬業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

平成〇〇年〇月〇日からの大雨災害により湯沢市（以下「発注者」という。）で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）を被災地域のごみ集積所等から〇〇まで運搬することを目的とする。

2 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがある場合、本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、受注者の責任において準備しなければならない。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 災害廃棄物収集運搬業務委託
- (2) 委託業務箇所 被災地域（〇〇地域、〇〇地域、〇〇地域、〇〇地域）
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。
- (4) 契約の方法 〇〇〇〇
- (5) 事業範囲 被災地域のごみ集積所等から〇〇までの災害廃棄物の収集運搬業務

4 一般的事項

- (1) 〇〇の所在地
〇〇市〇〇〇番〇号
- (2) 市が指定する仮置場
 - ①〇〇仮置場：湯沢市〇〇〇番〇号
 - ②〇〇仮置場：湯沢市〇〇〇番〇号
 - ③〇〇仮置場：湯沢市〇〇〇番〇号

5 搬入方法

搬入方法は、受入先の受入条件によること。

6 収集運搬業務等の遵守事項

- (1) 収集運搬業務は、積載物を飛散又は流出させないように措置を講じること。
- (2) 業務に必要な人員、運搬に使用する車両等は受注者で用意すること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、交通法規及びその他関係法令を遵守すること。

- (4) 保険は、対人・対物保険等に受注者が加入し、予想される事故等にあらかじめ備えること。

7 報告等

作業車両毎に「様式1 災害廃棄物収集運搬業務日報」を作成し、翌月15日までに発注者に提出すること。また、〇〇に搬入した分については、計量伝票を添付すること。

8 その他

- (1) 委託料は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

様式1 災害廃棄物収集運搬業務日報

作業日時	年 月 日 : ~ :	
会社名及び作業員氏名	会社名： 作業員氏名：① ② ③ ④	
車両ナンバー及び車種	ナンバー： 車 種：	
作業地域（町内名等）		
搬入重量 ※〇〇に搬入した場合は、計量 伝票の写しを添付すること。	搬入回数	搬入量
	1回目	k g
	2回目	k g
	3回目	k g
	4回目	k g
	5回目	k g
	6回目	k g
	7回目	k g
	8回目	k g
	9回目	k g
	10回目	k g
特記事項		

※使用車両毎に記入すること。

7 仮置場の管理委託仕様書のひな形

〇〇地域災害廃棄物仮置場選別運搬等業務委託仕様書

1 目的

平成〇〇年〇月〇日からの大雨災害により湯沢市（以下「市」という。）で発生した災害廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）のうち、〇〇仮置場（湯沢市〇〇〇番〇号）に保管されている災害廃棄物の早期撤去及び適正処理を図るため、秋田県（以下「県」という。）が一般社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」という。）と締結している大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（以下「災害協定」という。）第3条に基づき、県に対し支援要請を行っている。

本業務は、災害協定に基づき県及び産廃協会と連携しながら、〇〇仮置場に一時保管されている災害廃棄物を選別し、ごみの種類毎に車両に積み込み、市が指定するごみ処理施設まで運搬することを目的とする。

2 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細については明記していないものがあったとしても、本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書への記載の有無に関わらず、受注者の責任において準備しなければならない。

3 委託業務の内容

- (1) 業務委託名 〇〇地域災害廃棄物仮置場選別運搬等業務委託
- (2) 業務委託箇所 〇〇仮置場（湯沢市〇〇〇番〇号）
- (3) 履行期間 契約締結の日から平成〇〇年〇月〇日までとする。
- (4) 契約の方法 〇〇〇〇
- (5) 事業範囲
 - ① 〇〇仮置場における災害廃棄物の選別及び仮置場の管理業務
 - ② 〇〇仮置場から市が指定するごみ処理施設までの運搬業務（積み込み含む）

4 一般的事項

- (1) 市の指定するごみ処理施設及び搬入廃棄物

名 称	住 所	搬入廃棄物
湯沢雄勝クリーンセンター	湯沢市字中崎 109 番地 1	可燃ごみ
湯沢雄勝一般廃棄物最終処分場	湯沢市駒形町字八面西笹森 3-1	不燃ごみ
(株)〇〇リサイクル	〇〇市〇〇〇番〇号	廃置
(株)〇〇商店	〇〇市〇〇〇番〇号	消火器

5 搬入方法

搬入は、受入先の受入条件を確認した上で実施すること。

6 災害廃棄物の運搬等に係る遵守事項

- (1) 運搬業務は、積載物を飛散又は流出させないよう措置を講じること。
- (2) 作業時は、他の作業員及び搬入者に危険が及ばないよう注意を払いながら行うこと。
また、他の搬入者の妨害にならないよう駐車等に留意すること。
- (3) 業務に必要な人員、運搬に使用する車両等は受託者で用意すること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、交通法規及びその他関係法令を遵守すること。
- (5) 作業着手前に作業計画書を提出し、市の承諾を得ること。
- (6) ○○仮置場の清潔の保持に努めること。
- (7) 県、産廃協会及び市との連絡調整を行う職員を配置すること。

7 廃棄物処理法施行令第4条第1項に規定する非常災害時の再委託について

本業務は、廃棄物処理法施行令第4条第1項に規定する非常災害時における再委託を認めるものとする。

再委託をする場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者が再委託する事業者は、産廃協会会員のうち当該災害廃棄物と同様の処理物の産業廃棄物に係る産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者に限ること。
- (2) 再受託者が自ら再受託業務を実施すること（再々委託の禁止）。
- (3) 見積書提出時に受注者が再委託しようとする事業者の一覧及び産業廃棄物収集運搬業許可証（一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者は、その許可証も可）を提出する。
- (4) 受注者より再受託者へ支払われる委託料が業務遂行に足りる額であること。
- (5) 委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者を監督するための監督職員兼現場代理人を配置すること。

8 報告等

災害廃棄物仮置場選別運搬作業日報を提出すること。○○に搬入した分については、計量伝票を添付すること

9 その他

- (1) 委託料は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

8 処理業務委託（単価契約）仕様書のひな形

災害廃棄物処理業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

湯沢市（以下「市」という。）では、災害廃棄物の早期撤去及び適正処理を図るため、秋田県（以下「県」という。）と一般社団法人秋田県産業廃棄物協会（以下「産廃協会」という。）が締結している大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（以下「災害協定」という。）第3条に基づく支援要請を行った。

本業務は、〇〇仮置場（湯沢市〇〇〇）に保管されている災害廃棄物のうち、市で処理することが困難な〇〇を適正に処理することを目的とする。

2 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあっても、本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、受注者の責任において準備しなければならない。

3 排出場所の名称及び所在地

排出場所：〇〇仮置場（湯沢市〇〇〇）

所在地：湯沢市〇〇〇番〇号

4 業務内容

受注者は、排出場所に保管されている災害廃棄物の中間処理及び最終処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令を遵守し、適正に処理するものとする。

5 履行期間

契約締結の日から平成〇〇年〇月〇日まで

6 廃棄物処理法施行令第4条第1項に規定する非常災害時の再委託について

本業務は、廃棄物処理法施行令第4条第1項に規定する非常災害時における再委託を認めるものとする。

再委託をする場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者が再委託する事業者は、産廃協会会員のうち当該災害廃棄物と同様の処理物の産業廃棄物に係る産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者に限ること。
- (2) 再受託者が自ら再受託業務を実施すること（再々委託の禁止）。

- (3) 見積書提出時に受注者が再委託しようとする事業者の一覧及び産業廃棄物収集運搬業許可証（一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者は、その許可証も可）を提出する。
- (4) 受託者より再受託者へ支払われる委託料が業務遂行に足りる額であること。
- (5) 委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者を監督するための監督職員兼現場代理人を配置すること。

7 災害廃棄物の種類及び排出予定数量

災害廃棄物の種類 ○○○
排出の形態 ○○○
排出予定数量 ○○○

8 報告等

- (1) 処分が完了したときは、遅滞なく処分完了報告書を提出すること。
- (2) 処分完了報告書には、処分を実施した災害廃棄物の種類毎に処理施設の計量伝票の写しを添付すること。

9 その他

- (1) 委託料は、請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

9 解体撤去工事仕様書のひな形

平成〇〇年度震災解体撤去工事仕様書

1 解体工事共通仕様

(1) 一般事項

ア. 適用範囲

- (ア) 本仕様書は、解体対象家屋等の解体、撤去、解体材の仮置場への運搬に係る一連の工事に適用する。
- (イ) 本仕様書に規定する事項は、定めがあるものを除き、受注者の責任において履行すべきものとする。

イ. 適用基準

関係法令ほか以下の基準を適用する。

- (ア) 建築物解体工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。国土交通省）
- (イ) 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（以下「対策要綱」という。国土交通省）
- (ウ) 建設工事安全施工技術指針

ウ. 用語の定義

- (ア) 「監督職員」とは、契約事項に規定する監督職員をいう。
- (イ) 「請負者等」とは、当該工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (ウ) 「監督員の承諾」とは、協議事項について、請負者等が施工工事打合簿で監督職員に対し申し出た事項について、監督職員が施工工事打合簿をもって了解することをいう。
- (エ) 「監督員と協議」とは、協議事項について、監督職員と、請負者が結論を得るために合議し、その結果を施工工事打合簿に残すことをいう。
- (オ) 施工工事打合簿は、発行年月日が記載され、署名又は捺印されていること。
- (カ) 「解体工事」とは、解体対象家屋の解体及び撤去を目的とする。仮設物設置、取り壊し、解体材の分別・運搬及び整地等を総称していう。

エ. 官公庁その他への届出手続等

- (ア) 解体工事の着手、施工、完成にあたり、関係機関への必要な届出手続きを遅滞なく行う。
- (イ) 前項に規定する手続を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

オ. 疑義に関する協議等

設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、解体工事が困難又は不都合な場合が生じた時は、監督職員と協議する。

力. 文化財その他の埋蔵物

解体工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の処置については、監督職員の指示に従う。

(2) 工事関係図書

ア. 実施工程表

(ア) 解体工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

(イ) 実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するとともに、各種工程等に支障がないよう適切な処置を講ずる。

イ. 施工計画書

解体工事の着手に先立ち、次の内容を記載した施工計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。

(ア) 施工計画

- ・解体対象家屋の概要、範囲
- ・解体手順、作業時間、解体工法、使用機械類、及び作業人員
- ・現場組織図（担当者の連絡先電話番号記載）
- ・工法及び仮設計画図（施工図、器具図等、使用機械類）
- ・作業員名簿（下請け契約がある場合は、下請業者届として別途作成。また、施工業者においては許可証等の写し及び工事担当者においては、資格証等の写し添付）

(イ) 安全管理計画

- ・騒音、振動、粉塵等の防止対策
- ・重機、車両火災防止、墜落落下飛散防止及び防火対策
- ・工事関係車両に起因する混雑、交通渋滞の防止対策（周辺道路も含む）
- ・工事車両通行経路図及び駐車計画図
- ・工事関係車両誘導員の配置計画
- ・緊急連絡組織計画
- ・その他監督職員が安全対策上必要と認め、指示するもの

(ウ) その他の計画

- ・地上及び地下（周辺範囲も含む）の既設構造物、既設配管等に対する施工方法（防護等）

ウ 工事の記録及び竣工書類

(ア) 施工協議書

(イ) 工事日誌

(ウ) 工事写真（詳細は後述）

(エ) 解体工事の竣工時には、上記アからウの他、以下の書類をまとめて提出する。

- ・施工計画書
- ・完成図（地下部分に残っているものがあれば、特に詳細に記録すること。）

工 工事写真

(ア) 工事写真

- ・解体工事着手前の現場全景、周辺及び対象建築物等の現況写真
- ・仮設物、安全措置状況及び工程写真
- ・使用機械類
- ・解体材収集運搬車両への積み込み時及び積み卸し時の写真
- ・整地後の全景写真（着手時と同一アングルとする。）
- ・その他監督職員の指示による

(3) 解体工事現場管理

ア. 施工管理

解体工事全般で施工管理体制を確立し、工程、安全等の施工管理を行う。

イ. 施工条件

(ア) 作業時間

- ・原則、土曜日、日曜日及び祝日に解体工事を行わない。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合には、この限りではない。
- ・後述する作業時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

(イ) 解体工事に当たっては、施工箇所及びその周辺にある地上、地下の既設構造物・配管等について、あらかじめ十分調査し、支障を来さないような施工方法を定める。

(ウ) 後片付け、清掃及び整地を行う。

(エ) 上記以外の工事は特記による。

ウ. 施工中の安全確保及び環境保全

(ア) 建築基準法、労働安全衛生法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法その他関係法令によるほか、「対策要綱」及び「推進要綱」に従い、解体工事の施工にともなう災害の防止及び環境の保全に努めること。

(イ) 施工中の安全確保に関しては、「建築工事安全施行技術指針」を参考に、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

(ウ) 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令に従ってこれを行う。

(エ) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の防止に努める。

(オ) 火気の使用や溶断作業を行う場合は、火気の手扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防火シート等を設ける等、火災の防止措置を行う。

- (カ) 火薬類を用いた取り壊し作業は行わないこと。
- (キ) 解体作業に使用する機械は低振動・低騒音型解体機種とする。また、同作業に当たっては騒音振動の低減に努める。下請けとする場合は、この旨を指示し遵守させること。
- (ク) 解体作業中は、散水等を十分に行い、粉塵等の飛散防止に努める。
- (ケ) 解体現場内及び進入口付近の路面清掃に努める。
- (コ) 現場内では解体材等の焼却は行わないこと。

エ. 近隣住民対応等

- (ア) 解体工事の施工にあたっての近隣等との折衝は次による。また、その経過について記録し、監督職員に遅滞なく報告すること。
 - ・近隣住民等と解体工事の施工上必要な事前説明（工事概要に関する）及び折衝を行うものとし、あらかじめその内容を監督職員に報告する。
 - ・解体工事に関して、近隣住民から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意を持って対応する。
 - ・近隣家屋等には損傷を与えないよう十分注意し、損傷が発生した場合は監督職員と協議するとともに、速やかに誠意を持って対応する。
 - ・工事関係車両の通行による道路の損傷には十分注意し、損傷が発生した場合は道路管理者と協議の上、速やかに修復する。
- (イ) 作業現場の改善、作業現場の美化に努める。

オ. 災害時の安全確保

災害時及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を最優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

(4) その他

ア. 収集運搬車両

解体工事の施工に伴う解体材、土砂及び工事用資材等（以下「解体材等」という）を収集運搬する車両の使用に当たっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに次の事項を遵守する。

- (ア) 運搬を委託する場合は許可を得た車両を使用させ、許可証の写しを常備させる。
- (イ) 廃棄物の性状に応じ、飛散、流失しない適切な構造の運搬車両を使用する。
- (ウ) 積載重量制限を超えないこと。
- (エ) さし柵装着車、不表示車等を使用しないこと。
- (オ) タイヤ又は車体に廃棄物を付着させたまま運搬をしないよう、洗車、清掃を行うこと。
- (カ) 運搬経路の選定として運行上の安全と街路周辺環境に配慮する。

イ. 保険等

工事期間申請負者の責任において労災保険に加入し、その負担は請負者とする。

ウ. その他

本工事について、公共工事労務費調査、資材調査等県から調査依頼があった場合は、これに協力すること。

2 解体工事特記仕様

(1) 一般事項

ア. 適用基準

- (ア) 既存建築物の吹き付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術指針（建設省住宅局建築指導課監修）
- (イ) 建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針（厚生省水道環境部産業廃棄物対策室監修）（通称アスベスト廃棄物処理ガイドライン）

イ. 用語の定義

- (ア) 「廃石膏ボード」とは、解体材となった石膏ボードをいい、特定廃石膏ボードを除く。
- (イ) 「特定廃石膏ボード」とは、石綿が混入した石膏ボードをいう。
- (ウ) 「飛散性廃アスベスト等」とは、吹き付け石綿（吹き付けロックウールの内、石綿を含むものを含む。）及び石綿を含む石綿保温材、けいそう土保温材、パーライ保温材で飛散する恐れのあるもの並びに石綿が付着しているもの。
- (エ) 「非飛散性アスベスト含有建材」とは、アスベストを含有している成型板で、石綿セメント、ビニール床タイル、珪酸カルシウム板、ロックウール化粧吸音板、化粧石膏ボード等があり、切断及び粉砕により飛散する恐れのあるもの。

(2) 仮設工事

ア. 仮囲い

関係法令に従い、適切な構造とする。なお、支柱は地中に十分に打ち込んだ単管等に違結するとともに、控え及び筋違い等により、強風にも耐えられるようにすること。

イ. 工事掲示板

工事現場における掲示板について、監督職員の指示したものについて掲示すること。

(3) 解体工事

ア. 施工条件

- (ア) 作業時間 午前8時から午後5時の間
- (イ) 分別区分 解体材は別表に定める区分に分別して運搬すること
- (ウ) 整地 敷地内について地均しを行う

イ. 防塵対策

高圧ポンプ等により、散水を行う等防塵対策を施すこと。

ウ. 交通対策

施工場所において、必要な場合は交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。
交通誘導員を配置した場合は、工事日誌に配置人員数を記入すること。

(4) その他

- ア. 現場で使用する機械は、低騒音、低排ガス、低振動型施工機械とする。
- イ. 夜間、早朝等の稼働はしないこと。
- ウ. 汚水、汚濁、土砂の流出防止に努めること。

(別表)

解体材 / 分別区分

	廃棄物の種類	左記に含まれるものの例	その他留意事項
①	木くず(柱、梁材等)	柱、角材、樹木	
②	建具、家具等		
③	可燃物	紙くず、衣類、ふとん	
④	廃プラスチック	浴槽、衣装ケース等	
⑤	ソファー・ベッドマットレス類		
⑥	廃家電製品	TV、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等	
⑦	廃瓦		
⑧	がれき類	コンクリートがら 土壁(土・わら)	
⑨	ガラス・陶器	ガラスくず、陶器類	
⑩	石膏ボード		
⑪	畳		
⑫	危険物、処理困難物	ガスボンベ、廃薬品(農薬等)、 PCB、消火器、タイヤ、バッテリー、 ライター、電池等	
⑬	蛍光灯		
⑭	金属くず		

※ 生ごみは、仮置場に搬入しないこと。

10 広報用チラシ作成例

災害がれき分別のお願い

被災した家屋の整理・清掃をされる際、さまざまなごみが発生しますが、のちのちのごみ処理に支障がありますので、次のように分別されるよう御協力をお願いします。 ※災害がれきの搬入場所は益城中央小学校跡地です。

分別の区分

- ①木（家具） ②木（柱） ③畳、布団類
④家電4品目（TV、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）
⑤パソコン ⑥その他家電（電子レンジなど） ⑦金属ごみ
⑧ガラス、陶磁器 ⑨コンクリートくず ⑩瓦類

※ 通常の可燃ごみ、不燃ごみ等は、ごみステーションへお出し下さい。

※ ごみステーションに、災害がれきを出さないでください。

※ その他、取り扱えないもの

- ・ガソリンや石油など危険物 ・農薬など取扱困難物
- ・土砂 ・石綿含有物 ・太陽光パネル
- ・解体業者による解体ごみなどの事業系ごみ

※ 請負による解体ごみは、基本的には産業廃棄物となり、建設リサイクル法又は産業廃棄物の処理ルートで処理願います。

※ 場内は徐行運転をお願いします。

※ 事故が起きた場合の責任は一切負えません。

例

11 連絡先一覧

名称	部局名	電話番号	FAX 番号	備考
国	関東東北産業保安監督部東北支部保安課	022-221-4956	022-261-1376	都市ガス
国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所		0183-73-3174	0183-73-3179	
秋田県	総合防災課	018-860-4563	018-824-1190	危険物
秋田県	資源エネルギー産業課	018-860-2281	018-860-3869	火薬類、高圧ガス、LP ガス
秋田県	医務薬事課	018-860-1401	018-860-3883	毒物・劇物
秋田県	環境整備課	018-860-1622	018-860-3835	災害廃棄物
雄勝地域 振興局	福祉環境部	0183-73-6157	0183-73-6156	
	農林部	0183-73-5180	0183-72-6897	
	建設部	0183-73-6164	0183-73-4206	
一般社団法人 秋田県産業廃棄物協会		018-863-7107	018-863-6977	
秋田県環境整備事業協同組合		0187-73-7701	0187-73-7710	
一般社団法人秋田県LPガス協会		018-862-4918	018-862-4469	
秋田県高圧ガス協会				
一般社団法人日本消火器工業会		03-3866-6258	03-3864-5265	
廃家電指 定引取場 所	(株)阪東商店	018-862-5734	018-862-5737	Aグループ
	(株)県南プレスセンター	0187-62-1439	0187-63-6053	
	日本通運(株)秋田支店	018-816-0202	018-816-0055	Bグループ
	DOWA 通運(株)	0186-49-3388	0186-49-7212	
	日本通運(株) 秋田物流センター本荘	0184-22-0800	0184-22-0802	
	日本通運(株) 横手支店営業課	0182-35-4151	0182-32-9566	